

**上富刑事法制管理官** 本日はお忙しい中お集まり頂きまして、ありがとうございます。まだ定刻まで若干ございますけれども、皆さん既におそろいですので、始めさせて頂きたいと思います。

平成20年改正少年法等に関する意見交換会の第5回の会合を開会させて頂きます。司会進行は刑事法制管理官の上富が務めさせて頂きます。

本日の進行でございますが、まず初めに、前回矯正局成人矯正課遊佐補佐官の説明と私ども事務当局の濱の説明に対しまして御質問を頂いておりますが、その点につきまして濱の方から補足的な説明をさせて頂きます。その後、武さんから検察官関与について、それから被害者等による少年審判における質問権について、更に被害者等による社会記録閲覧についての各項目について御説明を頂いた上で質疑応答とさせて頂きます。そしてその後、第二巡目の意見交換に入らせて頂きます。二巡目の意見交換会の最初に、濱の方から事前に皆さんにお配りさせて頂きました論点整理表について簡単に御説明させて頂きます。本日の二巡目の議論では、審判傍聴、それから国選付添人制度等について順次意見交換をさせて頂く予定であります。

それでは、まず当局企画官の濱から、前回の御質問に対する補足説明をさせて頂きます。

**濱刑事法制企画官** それでは、私の方から説明させて頂きます。まず、当局に対して御質問を頂いた事項についてですが、たしか小木曾先生から頂いた御質問だったと記憶しておりますが、地方更生保護委員会が職権で仮釈放等に関する審議を開始するか否かを判断するために行う更生保護法36条に基づく調査において、被害者の方から御意見を伺うことがあるのかという点についての確認を求められたかと思っておりますけれども、保護局に確認してみましたところ、被害者の御意見を伺う場合も伺わない場合もあると、ケースバイケースだという回答でございました。

次に、矯正局に対して頂いた質問につきまして矯正局の方から回答を私どもの方で預かってきておりますので、説明させて頂きたいと思っております。まず、不定期刑の新受刑者数の推移ですが、口頭で恐縮ですが、ここ10年間ぐらいを見てもみますと、平成14年が83名、平成16年が82名であったのが、平成18年には48名、平成19年には41名と減少しておりました。平成20年には61名とやや上昇しましたが、平成21年には50名、平成22年には28名と減少しているということでございました。

続いて、川越少年刑務所以外の施設における少年受刑者の処遇の状況ですが、男子の少年受刑者を収容する川越を除く6つの少年刑務所と女子の少年受刑者を収容する栃木、和歌山の刑務所について実情を確認しましたところ、これらの施設では少年受刑者の収容が少ないこともあって、川越のように少年工場といった少年受刑者のみを対象とした工場を設置するなど、少年受刑者の作業に当たって特別な区画を設置している施設はないものの、少年受刑者については単独室に収容し、作業は成人受刑者と一緒になるものの、作業の指定に当たっては少年受刑者の心身の発育状況、能力、適正等を考慮して、その教育上有用な作業に従事させる配慮をしているほか、女子刑務所では初犯の者が就業する工場を選ぶといった配慮をしているとのこと。また、前回に川越の例で説明をしておりますが、少年受刑者処遇要領の下での処遇や、個別担任制、教科指導、職業訓練への参加など、可塑性に富むなどの少年受刑者の特性に応じた矯正処遇を行うような取組が同様になされているということでございました。

**上富刑事法制管理官** ただいまの説明につきまして何か御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、武さんから、検察官関与、それから被害者等による質問権、社会記録の閲覧の各点につきまして御説明を頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 今日は本当に時間を頂いてありがとうございます。私が意見の話をする前に少し聞いて頂きたいことがあります。もしかしたら被害者感情だと言われるかもしれませんが、なぜ私が、そして会の人たちがこうやって少年法の改正のことをずっと訴え続けているのか、そのことにつながるので、少し聞いて頂きたいと思います。

私は思うのです。人はいつかは死を迎えます。それはだれでも怖いことだと思うのです。できるだけそれは天寿を穏やかに静かに全うしたいとだれもが思うはずなのです。でも、私たちの会の子どもたち、お母さんが一人おられます。何の落ち度もなく、突然に大事な命を奪われるのです。それが朝おはようと言って学校に行ってきますと普通に外へ出て行って、事件に遭うなど思っていないのです。死を準備するというのもしてなくて事件に遭うなんて思っていないわけです。突然の事件に遭い、命を奪われるわけです。そのときの苦しみとか恐怖、どのようなものでしょうか。一回想像して頂きたいのです。それは本当にすごい恐怖だったろうし、無念だったと思うのです。

私たちの会が出来て15年です。私は息子を失って16年です。それをもってずっと言い続けました。それでも私たちの会は、私は会をつくる前から主人と守ってきました。どんなことを守ったかという、もちろん被害者感情はあります。周りのみんながよく言うのです。加害者を殺したいと言ってもいいんだよと、死刑にしろと言ってもいいんだよと、自分だったら言う、相手を殺すよと言うと言うんです。でも、私と主人、会の人たちはそんなことは訴えてはいません。その感情を胸の中に押し殺して頑張ってきたんです。なぜ押し殺して頑張ってきたかという、一番苦しくてつらくて無念だったのは亡くなった子どもたち、お母さんだったからです。それを思うと、自分たちの苦しみとか、そういうつらさとか、それは何でもないと考えたから、押し殺しながら訴え続けてきました。

それに、私たちはいろいろなことに反論してきたわけではないんです。何もかもに反対したわけでもありません。会の意見書とか要望書をまとめるときには、自分たちの感情をまず出します。でも、それをちゃんと整理して、周りの人に聞いてきたのです。私たち遺族はこう思いますと。でも、事件に遭ってない人に、あなたたちはどう思いますかと言うと、武さん、これはね、同じ考えだよと言います。その一般の人たちも同じ思いだよということだけを拾い上げて一つずつ訴えてきたんです。15年前は刑事裁判にしてほしいと言っただけで、ひどい被害者の遺族だと言われました。そして、刑罰を与えてほしいと言ってもだめな社会だったんです。そのときに提出した私たちの要望書は罰という言葉は使ってはいないんです。最後まで遺族同士で集まって悩みました。もっと強く言ってほしいという意見も多かったです。でも、今15年前に罰という言葉を使ったなら、私たちの大事な思いとか訴えていることが消されてしまうという怖さがあったから、社会の人たちみんなに、世論の人たちに声をかけて、その声をもらいながら一つ一つ訴えてきたのです。今日の意見書も決して私たち遺族だけが考えていることではないです。いろいろな人に意見を聞きながら、その中でまとめてきたものなんです。どうぞそれを聞いて頂きたいと思います。

そして、私いつも思うんです。よく言われます。少年法っておかしいねいろいろな人に言

われます。みんなこの少年法を知ったならそう言うんです。私たちはこのおかしな少年法と一生向き合っていかなければいけないんです。だから私は思います。担当されている人たち、法律にかかわる人たち、やはり私はこれを知って頂きたいんです。自分の大事な子ども、家族が少年犯罪に遭って殺されたなら、この少年法は本当にこれでいいのかと、きっといけないと思うはずなんです。だったら、自分の関係のない人たちがこの少年法に当てはまっても、それでいいと思うのはおかしいと思うんです。私はこの少年法というのはそんなおかしな法律だと思っています。

意見書を今から読みたいと思います。よろしくをお願いします。

私たち少年事件の被害者は、現行の少年司法制度に対し、大きな不信感を抱いています。近年は少年法についても幾つかの改正が行われ、捜査記録の閲覧ができたり、審判を傍聴したり意見が言えたり、審判結果を通知してもらったりできるようになりました。2000年以前と比較すれば格段の進歩と思います。でも、私たちの少年審判への不信感が消えることはありません。その根本は、少年審判では適切な事実認定が行われていないということです。今日一緒に岐阜県から来ている遺族のお母さんがおられるのですが、こんなことを言いました。「少年審判を受けたことで裁判所からも更にひどい仕打ちを受けた」という感想を持っているということなんです。

少年法の理念を否定するつもりはありません。ただし、少年司法制度の枠組みを考える上で、一般国民と被害者の位置付けが異なることを明確にして頂くことは不可欠の前提です。少年法の理念を本気で実現しようとするならば、現在の少年司法制度は極めて中途半端な制度でしかないと思います。「少年が生育環境その他を原因とするいろいろな問題を抱えていたから少年は非行に至ったのだ。だから、国や社会がその抱えている問題点を見つけ出し、少年の更生を手助けしよう。」というならば、少年を更生させるためのきちんとした制度設計が必要です。大人には少年が本当に更生できるような法律や制度を考える義務があるのではありませんか。また、少年事件の被害者の知る権利も保障して頂きたい。一定の重大な成人事件の被害者は被害者参加制度のもと、被告人質問や証人尋問、意見陳述もできます。被害者にとって、加害者が少年か成人かは全くの偶然にすぎません。少年事件の場合にも、逆送されれば被害者参加は可能ですが、逆送は裁判官の裁量です。逆送されたか否かで、法廷で被害者が出来ることに大きな違いがあります。現行法の下でのこの違いが、合理的なものなのかどうかについても検証して頂きたいと思います。

以下、事実認定、被害者の質問権、社会記録の閲覧、不定期刑の見直し、被害者のための国選弁護士選任制度の各要望事項について具体的に述べます。その不定期刑のことで被害者のための国選弁護人のことは省きます。

重大事件について、自白事件も含め、審判への検察官関与を求めています。私たちは、従来、被害者が死亡したり重傷を負ったような事件については、強く逆送を求めてきました。成人同様の刑罰を求めることが目的ではなく、適切な事実認定をするためには、対審構造で行うのが最低限必要だと思っているからです。被害者は少年の更生への協力者しか存在しない審判廷で行われる事実認定を信頼することはできません。その気持ちは強く、変わることはありません。しかし、重大事件の場合でも逆送にならないケースは少なくありません。逆送にならない場合でも、適切な事実認定が不可欠であることは少年法の理念のもとにおいても自明と思います。被害者が死亡したり重傷を負ったりした一定の重大事件については、自白事件を含め、少年審

判においても必ず検察官関与を行う制度を創設してください。自白事件を含める理由は、少年が例えば被害者を殺害したこと自体は認めている場合でも、その動機や態様などについての主張に虚偽がある場合が少なくないと考えからです。

実際にこういう事件がありました。13歳の長女を15歳の少年に殺された母親は、少年審判での不十分な事実認定と少年の主張にどうしても納得ができず、少年が社会復帰してきた後で民事調停を起こしました。被害者の母親が民事調停で直接加害少年から聞いた事実は、審判で認定された事実とは全く異なるものでした。審判では被害者自身が、殺された建物に少年を誘い込んだとされていた上、殺害の動機も被害者の言葉にかつとなって、とっさにその場に落ちていた布を拾って首を絞めて殺害したと認定されていましたが、民事調停での少年の自白で、実際には少年が被害者を建物内に誘い込み、用意していた布で首を絞めて殺害していたことが分かったのです。被害者の母親には審判に対する強い不信感が残りました。検察官不在の審判で、加害者側の言い分だけが通ったため、逆送にもならなかったと感じています。調停を起こさなければ分からなかった事実はほかにもあり、理不尽さを感じています。

現在の審判では、このように少年のうそが通ってしまう現実があります。それが少年の更生にとってマイナスであることは明らかです。社会ではうそは通用しないという基本ルールを少年に教える義務が大人にはあります。厳密な事実認定は被害者のみのためではありません。少年の更生を目的とする少年法の理念のもとにおいても不可欠なはずです。

また、現在日弁連を中心に、少年に対する付添人制度の拡充が主張されています。付添人が選任されれば、審判において事実が争われるケースも増えるでしょう。もし原則的な検察官関与制度が創設されなければ、少年側だけが一方的な主張をするという事態もあり得ることになり、審判というものの公平性に大きな疑問が生じることになるでしょう。この点からも、一定の重大事件については原則的に検察官を関与させる制度を求めます。

さらに、少年審判においては、要保護性の審理の中で少年や少年側の関係者が、少年の更生への協力や損害賠償について約束することがあります。それも踏まえて審判は行われているわけですが、しかし、この約束が審判終了後に守られることはほとんどありません。そのような約束を担保するための制度は全く存在しません。いわば言いたい放題なのです。私たちは事実認定に対する検察官関与を求めてきましたが、そういう無責任な発言に対する反対尋問も必要と思います。その意味で、事実認定のみならず、要保護性の審理においても検察官の関与が必要と考えます。

審判の場で被害者から少年に質問ができる制度にしてください。被害者には加害者に直接聞きたいことがたくさんあります。被害者にしか聞けないこともたくさんあります。現状の審判では殺された子どもの人格さえ勝手に変えられ、ゆがめられていきます。それでも私たち遺族は質問さえできないのです。被害者の質問は適正な事実認定に資するものです。加害者が成人である場合には、刑事裁判に被害者が参加することで被告人に直接質問ができますが、被害者の質問が刑事裁判での審理に有益な結果をもたらしたことも少なからずあると聞いています。被害者からみれば、加害者が少年か成人かは全くの偶然にすぎませんが、裁判官の裁量で逆送か否かが決定される現行制度では、被害者に認められている範囲に大きな差があります。少なくとも原則逆送の対象となるような重大事件においては、審判においても被害者から少年に対する質問を認めてください。これは検察官の原則関与が認められた場合でも実現して頂きたい制度ですが、万一検察官の関与が認められないのであれば、被害者からの質問制度を必ず実現

してください。

被害者から少年に直接質問することが、少年を萎縮させる等の反対論があるのは知っています。もちろん質問の仕方についての考慮は必要でしょう。でも、被害者が少年に直接問いかける機会を設けることは必ずしも少年にとってマイナスとは限らないでしょう。被害者は常に少年の更生にとって有害な存在であるという方向からの反対はもうやめにして頂きたいです。審判で被害者の思いを直接聞くことは、長い目で見れば少年の更生にプラスになる場合が少なくないと思います。もともと更生には長い時間を要するでしょう。被害者の意見陳述に関してではありますが、「少年審判における意見陳述で、被害者が少年に『命をもって償ってほしい。』と述べたことに対して、少年の情操保護から問題である。少年の人格を侵害する行為であり、司法の場で許されるべきではない。」という御意見を讀んだことがあります。そうでしょうか。被害者の苦しく悲しい思いを聞かないまま、少年を本当に更生させるということなどができるでしょうか。自分のしたことが被害者にとってどのようなことであるかを知らせることから、更生の第一歩は始まるのではありませんか。

実際にこういう事件がありました。14歳の長男を13歳と14歳の少年たちに殺された母親は、審判の傍聴をしました。しかし、荷物を全て預けさせられペンとメモだけ渡される状況で、極度の緊張と萎縮を強いられ、検察官がいない中、「加害者側」に囲まれている気がしたそうです。ここでも検察官関与は大事だと思います。子どもを殺した加害者が目の前にいるのに、聞きたいことも聞けず、反論もできなかったため、かえって大きな無力感や敗北感を感じました。審判の内容が本当に真実か納得できず、現在、民事裁判の準備をしています。質問ができたり、事実認定がきちんと行われていれば、民事裁判を起こそうと思わなかったかもしれないと考えています。

重大事件の被害者に、当該事件の少年の社会記録の閲覧を求めます。社会記録が少年のプライバシーであり、憲法でプライバシー権が保護されていることは理解しています。しかし、少年犯罪の原因は生育歴と切っても切り離せず、それが少年法の理念にもつながっています。社会記録が閲覧できない現行制度のもとでは、被害者はなぜ自分の家族や自分が殺されたり傷つけられたりしたのか、少年がなぜその非行に至ったのかについての本当の原因や背景が、全く分からないままの状態に置かれており、納得できません。少年審判の対象は、非行事実と要保護性です。その両方の審理の結果、審判で決定が出されるわけです。被害者には、基本的に、加害者にどういう理由でどういう処罰や処分が下されたのかについて知る権利があります。したがって、要保護性も処分の判断材料の一つである限り、どのような理由でどのような判断がされたのか知ることができるはずですが、もちろん、社会記録の中にはプライバシー性が極めて高いものや、少年以外の者のプライバシーが含まれていることもありますから、そういう部分で被害者に閲覧させることが不相当と考えられるものがある場合には対象外として頂いて構いません。ただ、被害者は知り得た情報を漏えいしてはならないという制度もあっていいと思います。そのような条件をつけた上で、重大事件の被害者が社会記録の閲覧をできる制度を求めます。

それと不定期刑と国選弁護士、それら二つのことは前回も話しましたので、また機会があるときに言いたいと思います。ありがとうございました。

**上富刑事法制管理官** ただいまの御説明に対して何か御質問ございましたらどうぞ。

**武内弁護士** では、武内から一点、読み上げを省略された被害者にも国選弁護士をとるところ

でちょっと武さんのお考えを伺えればと思います。ペーパーの方に、少年事件の被害者にも国選弁護人を選任できる制度の創設を求めますという御意見でございますけれども、武さんのお考えとしては、ここで言う被害者のための弁護士というのは少年審判の場面に限って被害者の方をサポートする弁護士さんをイメージされておりますか、それとも審判廷外の、例えば報道対応ですとか示談対応といったことも含めて被害者の側に立つ弁護士を希望するという御趣旨、いずれでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 私たちは事件直後からやはり専門のことを知っている弁護士さんを見つけないわけですか。やはり事件直後から関わって頂きたい、そういうイメージを持っています。

**武内弁護士** 私の方で言い換えさせて頂くと、審判の場面に限定する意味ではないということでもよろしいですか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** そうです、はい。

**山崎弁護士** 原則として検察官の関与を、とおっしゃられている点についてお尋ねします。これまでのペーパーなどを拝見していますと、審判は、事実認定手続の部分と処分を決めるための要保護性審理の部分と大きく二つに分けられると思うのですが、このうち事実認定手続の部分について検察官の関与をおっしゃっているのだろう、というふうに思っていたのですけれども、今回おっしゃられているように、要保護性の審理においても検察官の関与が必要と、こういうお考えだということですか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** はい。

**山崎弁護士** その点についての根拠と言いますか、必要性については、どのようにお考えでしょうか。ここでは一つ、示談等の約束を担保するための反対尋問、ということが書かれていますが、そのほかに、何かお考えになったところというのはおありなのでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 例えば加害少年に関わる人たちが、少年は反省をしているんだとかいうことが多いと思うんです。そして、そのときにやはりその少年側の人たちだけだとどんな反省の仕方をしているんですか、どんなことをされているんですかということは出てこなかったりするんですが、やはり検察官がそこにいたならそういう確認も私はできると思うんです。私たちにとっては、そういう簡単に反省というものを一くくりにはいけないと思っていますので、そういうことを確認するためにも検察官がいた方が少年の認識も強くなると思うんです。そういうためにも必要だと思います。

刑事裁判でこんな例を聞いたことがあるんです。刑事裁判では被害者参加というのができて被害者の人が質問するようになったんですが、加害者側の方がこんなことを言ったそうです。とっても反省をしていて、お経を一生懸命読んでいたんだって、被害者のことを思いながら被疑者はお経をすごく読んでるって、それぐらい反省しているっていうことを言われたそうなんです。そうしたら、そこで参加している被害者が気がついて、本当にそうだろうかって疑問を持ったわけです。それで自分の一緒に参加をしてもらっている弁護士さんに頼んで聞いてもらったそうなんです。本当にお経を読んでいるんですか、どんなお経ですかと聞いたときに、般若心経ですとおっしゃったそうです。そしたら、それを聞いてもまだ納得ができないので、それをまた重ねて聞いたそうなんです。そしたら、それを今少しでいいですから読んでみてくださいと言ったときに、言えなかったそうなんです。だから、それは本当に被疑者がやっていたことなのかという疑問が出てきたわけです。だから、そういうふうに被害者が気がついたこと、

参加したことでそういうことが分かったということです。それはまた別でしたね、すみません。検察官関与のことでした。すみません。ごっちゃにしました。

例えば被害者参加はできないけれども、検察官がついたならそういうこともできるかなと思ったわけです。例えば反省をしている、お経を読んでいると、同じようなことがあった場合のことをイメージしました。そしたら、そこで検察官が、それは本当ですかと、確認だけでも私は違うと思うんです。どんなことをしてるんですかと。例えば反省文を書いていますとかいった場合に、それはどんな内容ですかと聞くことができるわけです。そういうイメージを持っているものですから、その話を今ごっちゃになってしてしまいましたが。大事だと思いました。

**山崎弁護士** そうしますと、要保護性の審理も含めて検察官の関与を、とおっしゃる場合の検察官のイメージというのは、被害者の立場でいろいろ確認してほしいということについて、そちらの立場から審判にかかわると、そういうイメージで制度をおっしゃっていると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** はい。

**山崎弁護士** 分かりました。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

**小木曾中央大学教授** 現行の制度は基本的にいわゆる職権主義というふうに言われるもので、真実の解明は家庭裁判所が調査官と協力してやるんだと。ですから基本的に家庭裁判所が面倒を見るんだというこういう仕組みになっているわけですが、この出されたペーパーの中で2枚目の頭でしょうか、審判廷で行われる事実認定を信頼することはできないというふうにおっしゃって、であるから検察官の関与が必要なのだということで、しかし、さらに3枚目で、被害者の質問権というところで、被害者にしか聞けないこともあるという、こういうことでしょうか。ストレートに伺いますけれども、現在の裁判所が面倒を見るという制度が信用できないし、それを補完するためには検察官が必要だし、プラス被害者自身で質問するという制度も、被害者の信頼を少年司法に得るためには必要だという、そういうご主張と理解してよろしいでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** はい。

**櫛刑事局付** 私の方から1点だけ確認させてください。社会記録の被害者等による閲覧のところですが、武さんのお考えの中で被害者の方として社会記録の中でも特に御覧になりたいというのは具体的にどのような部分でしょうか。何か具体的なイメージがありましたら教えて頂ければと思います。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 少年というのはよく未熟だと言われます。10代の少年というのはやはりもちろん未熟だと思うんです。だったら、親の責任ってとても大きいと思うんです。それも私たちのような凶悪犯罪を犯す少年となると、そこまで重大な犯罪を起こすようになるにはそれまでの家族がどう関わっていたのかとか、親はそれまでどんなふうになんを教えてきたのかとか、そういうことをやはり親の関わり方というのをやはり一番知りたいんです。それが未熟な少年には大きな関係があるからです。まずはそこはすごく知りたいところです。

そして、審判結果をもらったときに、未熟な少年だから保護が必要なのだと持ってこられるわけです。そうしたら、なおさら未熟だというのはどこからきてるんですかって、親はどんなことしたんですかってやはり私たちはそう思うので、その審判結果にも関係してくるんです。だから、やはりそこは強く知りたいです。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。ほかにはございますか、御質問。どうぞ。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 先ほど言われたんですが、今よく考えると、今までは調査官、裁判官、そして加害少年、加害少年の付添人、そして親だとかそういう人たちが審判廷にいるわけです。それで、裁判官の役割というのが例えば食い違いが出てきたりいろいろなことがあった場合に検察官の役割も果たさなければいけないということが私はあったと思うんです。それはとても大変なことだと思うんです。だから、裁判官がその仕事をするのではなくて、検察官という人が入って、その分は任すということが私は必要なことだと思うんです。調査官も今は被害者のこと、話を聞きましょうという機会を作っています。でも、それも私はとても難しいことだと思うんです。なぜなら、調査官というのは加害少年に向かい合って、この少年をこれからどうしたらいいんだと考える人だったわけです、今まで。今は少し事実認定をしてくださいということを言うようになってその事実認定というのが少し入っていると思うんですが、今までは向き合って将来のことを一生懸命考える人だったわけです。その人が被害者のことも聞き取りをしないといけないって、私はそれも大変なことだと思うんです。だから、はっきりと調査官、裁判官、そして検察官という役割というのを少し整理する必要があると思うんです。それは重大犯罪に限って特にそういうことをして頂きたいです。

少年犯罪というのはとても複雑なんです。集団暴行も多いですし、とても複雑なだけにそういうこと、役割をちゃんとしていないと、裁判官の荷が重たいというか、調査官の荷も重たいということが私は出てくると思うんです。そのことも少し言いたかったです。

**山崎弁護士** 社会記録の点なんですけれども、社会記録というのは一般の方が御覧になれない記録なので、実際にはどういうものかということについて、武さんがイメージを持たれていらっしゃるのかどうか。私たちは弁護士として実際にその記録を見るわけですが、かなり深くプライバシーに関わり、例えば、少年の出生の秘密ですとか、家族関係の深刻な問題等も書かれている。それはつまり、裁判所が外には出さないという前提で関係者から事情を聞くことで積み重ねてきた、非常にプライバシー性の高い記録になります。成人の刑事裁判などでは、いわゆる身上調書として、どういう人生をたどってきたかという記載がある調書もございますけれども、それとは大分質と量が違うということになります。ですから、意見になりますけれども、私たち弁護士としては、それを被害者の方が御覧になるという前提だと、家庭裁判所の調査自体が非常に難しくなってしまうと、適正な審判が難しくなるのではないかと、こういうことを思っているわけなんですけれども、武さんは、そのような社会記録の具体的なイメージというものを、お持ちになっていらっしゃいますでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 見たことはないのですが、聞いたことはあります。例えば、どんな家族だったとか、どんな育ち方をしたとか、親がこうだったとか、父親がこういう考えだとか、全部は分かりませんが、そういうことを書いているイメージなんです。意見書に書きましたように、私は一般国民と私たちのような被害者遺族は別だと思うんです。一般国民に見せないというのは分かります。でも、私たちは当事者なんです。私はいつも言うんですが、被害者は死んでしまった子どもなので、私たちは被害者ではありません。でも、被害当事者なんです。私たちには見せて頂きたいんです。先ほども言ったように、それを漏らしてはいけないということが書かれているのは構わないんです。そして、言ったように、プライバシーも例えばプライバシー性の高いものがあるかもしれません。でも、プライバシーを全部一くりにしないで頂きたいんです。その中でも教えられる部分って私はあると思うんです。そこだけでもま

ずはやはり被害者遺族に教えて頂きたいです。納得ができないんです。家庭環境がとても複雑だったからこういう事件を起こしたんだとか、育ち方がとても悪いからこういう事件に至ったのだと言われただけでは納得はできないんです。正直、社会記録の一部は見られた、いろいろなことができたからといって私たち遺族は納得はできないと思うんです。なぜなら、子どもの命は戻らないからです。でも、その中でもやはり見せて頂く権利を頂くということは違うんです。基本法が出来たときに基本計画案だったと思うんですが、被害者に尊厳を持った処遇をしなければならぬということが書かれたところがあったんです。私はうれしかったです。なぜかというと、私たち殺された子どもたちは尊厳を持った処遇されていないからです。命は地球より重たいと言います。では、尊厳を持った処遇をして頂きたいんです。それはやはり私たちが情報をもらえる、そして審判に参加ができる、検察官を入れる、その一つ一つができるようになって初めて命の尊厳を持った処遇だと私は思うんです。だから、そこがとっても納得できないんです。

もう一つ言えば、先ほども言い忘れたんですが、最初に言えなかったんですが、私たち残された遺族は生きていかなければいけないんです。一生懸命自分たちで頑張って生きようと思うんです。でも、今の法律、この国が被害者のことを考えていない法律であれば、生きる力さえなくしてしまうんです。私は一緒に戦ってきた遺族の人を3人も亡くしました。平均寿命からいってもとても早いです。それが全て事件が原因とは言わないです。でも、大きな原因の一つにはなっているんです。それは何かというと、少年法の不備だったり、参加ができなかったり、何も言えなかったり。そして例えば一つ一つに少年事件だから、プライバシーがあるから加害少年の更生があるからといって、それを先に言われて色々なことができませんと言われてきたことが私は大きいと思うんです。最後まで裁判のことを言いながら死んでいった人もいるし、言いたいことが言えずに死んでいった人もいます。私はそれはとてもおかしいと思うんです。生きる力を国が奪い取ったんじゃないかと思うのです。国がきちんとするべきだと思います。生きる力ぐらいは与えて頂きたいです。それにはやはり少年法が変わることが必要なんです。お願いします。

**須納瀬弁護士** 質問権のことでちょっと聞かせてください。頂いたペーパー、先ほどのお話でも直接聞きたいことがたくさんあると、あるいは被害者にしか聞けないこともあるというお話でした。ただ、2000年の少年法改正以降、被害者の方には記録の閲覧権・謄写権が認められて、その後、その範囲も拡大されて、相当程度少年がどんなことを言っているのか、あるいはどんなことを言っているというあたりについては事前に被害者の方が把握できるような状況になっているのではないかと思います。その上で意見聴取を裁判所にしてもらって、その段階でこういうことを少年は言っているけれども、事実はどうではないのではないかとということを裁判所に伝えたりする機会もあるのではないかとこのように思います。このように裁判所を通じて少年に対して事実を正してもらうという機会も相当程度できるようになっているのではないかと思います。やはりそれでもなお質問権を認めなければいけない具体的なものというのでしょうか、もう少しイメージを出して頂けるとありがたいのですが。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** やはり裁判所を通じて質問するというよりは、死んでしまった子どもの代わりに自分が質問するというのがやはり大きいのです。意見書の中に書いています、14歳の長男を13歳と14歳の少年たちに殺されたそのお母さんにもどんなことが聞きたいですかと聞いてみたのです。まずは、やはり自分で聞きたいと言うんです。そしてどんな

ことかという、殺されるようなことをうちの子がしたんですかって、とっても不安というか、もしかして息子に何か原因があったのかなと思うわけです。そういうことというのは、やはり母親がいろいろ息子のことを思いながら出る質問だと私は思うんです。遺族にとってそういうことがとても大事なんです。

そして、例えば、この被害者の少年というのは数時間暴行を受けてるんです。8人もの少年たちから暴行を受けてるんですが、その時に息子さんが命乞いをしてるんです。なのになぜ続けたのかって聞きたいわけです。そういうことをやはり息子さんに代わって自分で聞きたいって言うんです。先ほども言ったように死にたくない子供が苦しんで死んでいくわけです。その子に代わって自分が参加をして一つでも言うということが、とてもなんか違うんです。納得はできなくても、私はさっきも生きる力と言いましたが、これから自分もこんなつらい中でも生きていかなければいけないんだという、そんな力に私はつながるような気がするんです。だから、自分でその場所で聞きたいということは、やはりそういうことをしたいということです。イメージ、うまく言えたか分かりませんが。

**須納瀬弁護士** そうすると具体的に、事実としてこういう内容を明らかにするためにというよりは、むしろ手続の中に主体的に参加すると、手続の一つの主体として参加したいと、そういうお気持ちの現れとして質問権ということをおっしゃっていると、そういうことでお聞きしてよろしいのでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** でも、それは事実認定につながらないのでしょうか。

**須納瀬弁護士** 先ほど御質問したのは、事実を聞くのであれば、ある程度裁判所を通じて聞くというというような手段もあるのではないかと、それでは足りないという部分はこういった部分があるのでしょうか、という御質問に対して今のようなお答えだったので、武さんのお気持ちとしてはむしろそういった手続の主人公というか、手続の主体として被害者を認めてほしいと、そういうお気持ちであるというふうにお聞きすればいいのかなと思ったのですが。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** はい、そうです。例えば裁判所にさっき言ったようなことを確認してくださいということができるようでしょうか。私はまだ聞いたことがないんですが、遺族の人が、今はちゃんとそういうことができるのでしょうか。反対に質問なんです。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** では実情を申し上げます。被害者の方に調査官が調査することがありますが、その場でお気持ちをお聞きしたりする中で、どんなところが一番聞きたいのか、知りたいのかということも、その被害者の方に対する調査の中でいろいろ出てきます。裁判所として、ここは少年にしっかり投げかけなければいけないという事柄については、審判の中で裁判官からしっかり聞くと。当然少年に対する調査において少年に対して伝えることもあるでしょうし、我々としてはそういうことを今してきていると認識しているところです。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 今のことでちょっと質問なんですけれども、それは家裁の調査官全員がそういうスタンスでやってくださるのか、それとも取りかかる個々の調査官によって対応が違ってくるのかということはあるのでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** そういう視点で全調査官から意見を聞いているわけではないのですが、いろいろな庁に行って今の観点での質問をすると、基本的にはそういうスタンスでやっているという話を聞いているところです。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 一ついいですか、質問なんですけれども。被害者からの聞き取りというのはいつごろ行われますか。被害者の心情の聞き取りというのは。意見陳述とはまた

別ですか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 家裁調査官が被害者の方からお話を聞く機会ですか。これは事案によるということになりまして、被害者の方の精神的な安定度などいろいろなことを考えて、まず事件の家裁送致後ある程度早い段階で連絡は取らせて頂くことにはなりますが、その上で被害者の方の御都合を伺いながらお話を聴かせていただく時期を決めていくというのが普通の流れになろうかと思えます。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 私たちの会の人の経験から言うと、丁寧に聞き取りをしてもらったという経験を余り聞いていないんです。ただ意見陳述権というのはできたので、被害者の遺族が意見陳述はでき、そこで言うことはできます。でも、ほとんどが審判廷で言えるか、調査官、裁判官だけに言うか分かりませんが、意見陳述と審判の日が一緒だったりするんです。だから、被害者の遺族が疑問を持っていることを例えば意見陳述をしたとしても、それが反映されていないような印象が強いんです。もちろん審判までの期日が短いということもあるし、まだまだ被害者の心情とか聞きたいこととかそういうのを丁寧に聞き取ってもらえている、というのは私はないように思えますが。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 実情をご説明すると、まず制度として、調査官ないしは裁判官が被害者の方から意見聴取する制度がありますね。先ほど申し上げた被害者調査は、この意見聴取制度とは別のものとして、重大事件ではほぼ例外なく行われていて、それは意見聴取より普通は前の段階で行われていて、その被害者調査の段階で、被害者の方に対し、意見聴取の御希望がありますかという話もお聞きする、傍聴の対象事件であれば御希望がありますかという話もそこでお聞きする場合もあるというような時間感覚になろうかと思えます。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** なぜ聞いたかという、先ほどの質問なんです、被害者の人の疑問があればそこで言えばいいとおっしゃったんですが、その前の段階ということであれば事件の直後なんです。そうすると、そこままだまどまっていないとか考えが回っていないので、早い段階の調査官の聞き取りの段階ではなかなかそういう疑問点とか、これを聞いてくださいとか、そういうことまでは出てこないような気がするんです。それで時期をもう一回聞いたんです。だからその流れを少し、何て言うんですかね、そこにもやはり理解のある弁護士さんが必要なんですが、助けてもらいながら少しずつ理解をしながら、そしてそこで初めて疑問が出たり、聞きたい、本当にここを漏らしてはいけないという確信みたいなものが分かると思うんですが、最初から突然事件にあった遺族はそこまで分からないんじゃないでしょうか。だから、そうですね、先ほどの聞かれたこと、そこでできるとおっしゃったのですが、なかなか難しいですね。

**須納瀬弁護士** そういう意味で言うと、確かに、例えば記録を読んでその中から少年の言い分をきちっと読み取るというのも、被害者御本人が直ちにできるかという難しい面もあり得るのかもしれない。そこで、弁護士が記録の閲覧段階から援助して、少年の言い分がどうなのかということ被害者の方と一緒に検証をして、そして聞きたいことについても弁護士を通じて裁判所に伝える方が恐らくスムーズなのではないかなと思います。私どもとしてもそういった意味でも早い段階から被害者のための弁護士がサポートに入ることによって、こういう事実を確認できなかったとか聞けなかったというような御不満も相当程度解消できるんじゃないかなというふうに思えます。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** いいでしょうか。それもやはり被害者に弁護士が付くというこ

とも必要ですけれども、やはり検察官がいるということは大事だと思います。それを検察官に伝えて、そこで検察官がしっかりと聞いてくれるとか、反論するときは反論してくださるというそういう対審構造に近いものが私は必要だと思います。

**瀬川同志社大学教授** 家裁の調査官が被害者から意見を聞いたり、事情を調査するというのは昔からやっていますかね。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 現在のように重大事件についてはほぼ例外なくそのようなことを行っているというのは、すごく昔からやっているわけではございません。ある時期以降、すみません、正確にいつごろからというのは言えません。

**瀬川同志社大学教授** 2000年以降ぐらいですか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** そうですね、そういうようなぐらいのスパンの話でございます。

**瀬川同志社大学教授** その点、武さんの直接持たれた印象と大分かなり違う面があるかもしれませんが、現在は家裁の調査官が被害者にとって心情をきちっと理解するような意見の聞き方をされているかどうか、この点調べて頂き、それが不十分であれば改善の方向に向かって頂きたい。武さんがおっしゃっていることはさっきから一貫していて、社会調査、事実認定の方もそうですが、恐らく現在の被害者の方の御意見や要望を基にしゃべっておられると思うんです。そこからの不満というか不十分な点があるということ、是非裁判所も家裁の調査官も含めて、失礼な言い方ですけども、真摯に受け止めて、検討して頂きたいというふうに思います。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** そういった声はこれまでもありまして、その中で我々も被害者調査を一定以上の事件については基本的には行くと、ただ事件直後であるからいきなり押しかけるということではなくて、被害者の方の具体的な状況に応じてどういった形でやるのが適切かと、どんな場所でやるのが適切かということも含めて検討して対応しているというのが現状でございます。引き続き、今の声も反映させてまいりたいと思います。

**小木曾中央大学教授** 先ほどの数時間暴行を加えたという件ですけども、なぜそれだけ長い時間暴行を加えたのかというのは審判廷では出てこないものなんですか。私のイメージとしては当然その話は出てくるんだろうと思うんですが。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 私はその事件を具体的に見ているわけではないのですが、一般論として申し上げれば、当然出てきているはずだと思います。出てくるのが通常、むしろ犯行の具体的な態様を少年に対して詳細かつ具体的に振り返らせて、それで君はなぜこういうことをしたのかということに少年や保護者を直面させるというのが通常の審判であろうと思いますので、そこから考えると普通であれば触れているだろうと思います。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。よろしければ以上でこの項目についても質疑は一たん終了とさせていただきます。ただいまの武さんからの御説明と質疑応答をもちまして一巡目の意見交換を終了ということにさせていただきます。

引き続き、第二巡目の意見交換に入らせて頂きます。まず、当局濱の方から論点整理について説明をさせていただきます。

**濱刑事法制企画官** それでは、私の方からお手元に配付させていただきました平成20年改正少年法等に関する意見交換会論点整理表に基づきまして、説明をさせていただきます。まず第一として、平成20年の改正少年法に関する論点ということで、審判傍聴についての論点を掲げております。この審判傍聴については大きく二つの論点があるかどうかということで、一つ目は審判傍聴対

象事件の範囲を拡大することの是非であります。この点については第一回の意見交換会におきまして、武さんの方から重大な傷害も対象として欲しいなどとの御提案があったものでございます。二つ目は、被害者等が審判廷に在廷して傍聴するという方法に加えて、モニター視聴も認めるべきか否かという点であります。このモニター視聴につきましては、平成20年改正少年法のときの国会審議における附帯決議でも検討することが求められている点であります。

次に第二として、平成20年改正少年法以外の論点ということで御説明をさせていただきます。まず1番目として、須納瀬先生の方から御提案のございました国選付添人制度の拡大に関する論点でございます。これについてはこれまでの意見交換からしますと、一つ目として国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大することの是非、二つ目として仮に国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大する場合に対象事件の範囲及び選任の要件をどうするか、そして三番目として仮に国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大する場合、これに合わせて検察官関与の対象事件の範囲を見直すことの是非が論点としてあろうかと考えられます。これら論点のうち二つ目の対象事件の範囲及び選任の要件につきましては、これまでの意見交換等から考えますと、範囲については、身柄拘束を受ける少年の事件全件あるいは被疑者国選制度と同一の範囲などが考えられるかと思えます。また、選任の要件につきましては意見交換会の中では、現行と同様に裁判所の職権とするという考え方、あるいは裁判所の職権のほか少年又は保護者の請求があった場合も含めるとする考え方などが示されているところでございます。

続きまして2番目として、植村先生の方から御提案のございました少年刑に関する論点につきましては、これまでの意見交換の状況からしますと、不定期刑を廃止すべきか否か、そして仮に不定期刑を維持するとした場合に、不定期刑の長期及び短期を引き上げることの是非、そして仮に不定期刑を維持するとした場合に不定期刑における量刑の基準を明確にすることの是非といった論点があろうかと思えます。

3番目の不定期刑における量刑の基準を明確にするというのは、現行法の解釈として不定期刑の言渡し基準について長期、短期、中間位などと解釈上争いがあることから、これを法律上明確にすべきではないかといった論点になろうかと思えます。

3番目に武内先生から御提案のありました被害者のための公的弁護士制度についてですが、この点についての論点は国費による被害者法律援助制度を導入することの是非、すなわち国費で被害者に弁護士を付する制度を導入することの是非ということになろうかと思えます。

なお、本日武さんから御説明を頂き意見交換をさせて頂いた事項である4番目の検察官関与制度、5番目の被害者等による少年審判における質問権、そして6番目の被害者等による社会記録の閲覧につきましては次回補足して論点として説明させて頂ければと思えます。私からの説明は以上です。

**上富刑事法制管理官** それでは二巡目の意見交換を始めますが、これからの進め方でございますが、まず皆様からそれぞれの論点についての御意見を順にお伺いしたいと思います。その上で相互に質疑応答を行うという形で進めさせていただきます。なお、当局は皆さまの御意見を伺うという立場でございますので、御意見の趣旨を確認するための質問などはさせて頂くかもしれませんが、当局としての意見についてはこの場での発言は差し控えさせて頂きたいと思えます。また御参加の皆様も各論点について、この場で今の段階では御意見を述べることを差し控えたという方がいらっしゃいましたら、その点についてはその旨おっしゃって頂ければ結構でございます。

それでは、まず審判傍聴につきまして、審判傍聴対象事件の範囲を拡大することの是非という論点について意見交換をさせていただきます。御提案者の武さんから順次、左回り、時計回りの反対回りで順次御発言頂ければと思います。それではまず武さんからよろしく願いいたします。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 前回も話しましたように、やはり傍聴のできる範囲は広げて頂きたいです。重大な傷害事件は本当にあるんです。その後寝たきりになるとか、手足が不自由になったりとか、私の本当に身近にいる人はてんかんを持っていまして、今も職業に就けない少年がいます。それは後で出てきたんです。だからそういう場合でも重大なんです。そのお母さんもおっしゃいました。やはり傍聴したかったというんです。だから傍聴の範囲、もう少し広げて頂きたいです。

**上富刑事法制管理官** それでは望月さん、いかがでしょうか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 私も傍聴の範囲を是非広げて頂きたいと思います。

**上富刑事法制管理官** よろしいですか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** はい、武さんがおっしゃってくださっているので、同意しております。

**上富刑事法制管理官** それでは植村先生いかがでしょうか。

**植村学習院大学教授** この問題は仮に広げる場合にどういう、今「重大な」という話がありましたが、そういった要件でいいのかというのかという議論もあるようですので、もうちょっと勉強したいなというところがあって、今のところは結論は留保したいと思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。瀬川先生、いかがでしょうか。

**瀬川同志社大学教授** 生命に重大な危険ということが今基本原則になっていると思うのですが、それに準じたケースの場合に、被害者からそういう拡大の方向というものを求められるのであれば、検討に値すると考えています。ただし、法律上それがどの程度明確化できるのかということも重要な問題ですので、特に「重大な」ということも、明確な線が引けなければなかなか恐らく裁判所側もやりにくく非常に混乱を来すということであれば、大きな課題として残ると思いますので、その問題をもしやるとすれば知恵を絞る必要があるというふうに考えています。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。小木曾先生いかがでしょうか。

**小木曾中央大学教授** 私も、具体的なケースで頭蓋骨が陥没したけれども、生命に重大な危険を生じさせたわけではないというケースがあったというふうに聞いていますので、それが含まれないというのはおかしいような気がするんですけども、今瀬川先生がおっしゃったとおりに、ではどういう基準で線を引くのかということになりますと、例えば重大な傷害といったときに何をもって重大な傷害と言うのだとか、あるいは加療一月とかというふうにいったときに、その判断日をいつにするのかとかということを考えていくと、かなり植村先生がおっしゃった知恵を絞らないといけないのだろうなという気はいたします。ですから、方向として広げるということに反対ではありませんけれども、具体的に実施できる制度になるかどうか疑問というか困難を感じております。

**上富刑事法制管理官** それでは、最高裁はいかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 最高裁としましては立法論について具体的に意見を申し上げる立場にはありませんが、基本的には現行制度の範囲においても運用上の問題はいろいろありま

すので、まずは現行制度の中で被害者の方への配慮と少年への教育的効果をどのように実現していくかということ、これに向けた運用の改善に更に努めていかなければならないと思っております。それとともに少年法を運用する立場からいたしますと、先ほど瀬川先生や小木曾先生がおっしゃったような要件論というのは我々にとっても非常に重要でして、特に少年事件の場合には事件発生後ほとんど期間の経っていない時期でこういった要件を判断せざるを得ないという中で、こういった明確な要件がつかれるのかということ、もし拡大の議論に及んだ場合には、その点について留意する必要があると考えています。

**上富刑事法制管理官** では、武内先生。

**武内弁護士** 日弁連としての意見ではなく、あくまで私個人の意見として申し上げます。傍聴の対象に関しては現行の制度に必ずしも限られるべきとまでは申し上げます。ただし、実際にどの範囲まで広げるか、またその運用上どういった基準で判断をするのかというのは確かに困難を伴う問題だと認識しております。というわけでこの場では明確な結論は留保させて頂いて、今後私どもも慎重に検討したいというふうに思います。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。山崎先生、いかがでしょうか。

**山崎弁護士** 対象事件の範囲の拡大については、結論として反対でございます。理由については、時間の関係もあり、この後詳しくということもあろうかと思っておりますので、ごく簡潔に述べたいと思います。

一つは、今多くの委員がおっしゃったように、現行の要件に代わる、具体的で明確な要件は設定し得ないのではないかと、という問題意識でございます。現場での判断が、事件間もない時期にきっちりとできるのかどうか、それができないとなると対象事件の範囲が際限なく広がってしまう、というおそれさえ否定できないということがございますので、その点は非常に大きな問題だろうと思っております。

また、私たちが付添人を務めた弁護士からのアンケートを採った結果から見ましても、やはり、現行の傍聴制度の中でも、少年に対する影響、あるいは審判の教育的機能を十全に発揮できるかという現実的な問題、こういった点には非常に大きな問題が生じているのではないかと、というふうに思っております。さらには、裁判所全体が、不測の事態が生じないようにということで、極めて手をかけた審判をされているのが実情だというふうに認識しております、これがさらに範囲拡大ということになりますと、裁判所の少年審判のみならず、裁判所の機能自体にもかなり問題が、負担が大きくなるのではないかとということも考えております。

そういった具体的な問題点も含めて考えますと、現行の法制度は、被害者が亡くなった場合を想定し、特に個人の尊厳の根幹をなす人の生命に着目して制度設計をしている。これは、少年審判の非公開原則という重大な原則との折り合いをどこでつけるかという、ぎりぎりの線で設定されたものだと思っておりますので、これを越えて範囲を拡大することになりますと、少年審判全体に及ぼす影響が非常に大きいというふうに考えております。特に、何度も出ておりますけれども、少年審判は事件発生後、間もない時期に行われるものであって、被害者の方も心情的にまだ不安定でいらっしゃることも多いですし、少年についても同様な場合がございまして。また、審判廷はどうしても広さに制約があるということも成人の法廷とは違いますので、そういったことも踏まえて考えますと、やはり対象範囲の拡大ということには賛成できないと、こういうことでございます。

**上富刑事法制管理官** 須納瀬先生、いかがでしょうか。

**須納瀬弁護士** 私も対象事件の拡大には反対でございます。山崎先生が述べられたところと理由は相当程度重なりますけれども、やはり現行2008年改正で導入された傍聴制度というのが、被害者が亡くなった事案およびそれに準ずる事案ということで、限定的に導入された制度であるということ。それを広げるとなりますと、遺族ではなく被害者本人が傍聴するという制度枠組みになってくるのだらうと思います。その場合また家庭裁判所における少年に対する影響あるいは健全育成がきちんと確保できるかどうか等について、様々な問題が起こってくる可能性があるのではないかと懸念がされるところです。そういった意味でも現行の要件より更に広げるということは問題が大きいのではないかと考えます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。それでは、質疑応答とさせていただきます。御質問のある方はどなたに対する御質問であるのかを明らかにした上で御質問頂きたいと思っております。何か御質問がございますでしょうか。山崎先生どうぞ。

**山崎弁護士** 武さんがおっしゃっている重大な傷害事件という中身なんですけれども、まず、「しょうがい」という字の確認なんです、傷の方の「傷害」ということで、後遺障害の「障害」ということではない、ということよろしいのでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 後遺障害というもつと後に出るので、やはり最初の段階ですよ。それで危篤まではいかないけれども、すごい重傷を負うとか手、指をなくすとかいろいろあると思うんですよ。右手が不自由になるとか、足が不自由になるとか、そういう重大な傷害もあると思うし。意識はあるけれども、動けない、寝たきりでないといけないとか、そういうこともあると思うので、そういうのを重大と考えています。

**山崎弁護士** それと、先ほどのお話では、後になって後遺障害が残るあるいは後遺障害が出てくる、という件も想定されていらっしゃるということですか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 可能性があるというか、そういう例えば頭をすごく強く打ったりするとやはりその後いろいろな影響が出てくると思うので、その段階で判断は難しいかもしれないんですが、かなりの打撃を受けて陥没するぐらいの打撃を受けていないと後の障害というのは出にくいと思うので、てんかんを起こした人はかなりの打撃を受けていました。

**山崎弁護士** あともう一点なのですが、体の傷と心の傷という問題があるのではないかと考えていまして、精神的につらい思いをされた、その程度によっても重大な傷害事件に入ってくるということになるのかどうか。例えば、性的な犯罪の被害者の方などが想定されると思うんですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** そこまでは想像はしていなかったというか、精神的なものはどうも考えるのが難しいので、そこまでは考えてはいませんでした。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** でも、やがて考えて頂きたいと思っております。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 正直そうですね、言われたらそうだなとは思いますが、考える必要はあると思っております。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 反対に、いいですか。山崎先生がいつもおっしゃるのは、傍聴すると、少年のために、加害少年の健全育成にならないといつもおっしゃるんですけども、それは被害者が傍聴しているとならないのでしょうか、健全育成に。

**山崎弁護士** 私個人の答えということになりますけれども、常に健全育成のためにならない、とか、常になる、とかいうことではなかろうと思っております。当然、事件の内容ですとか、少

年がそれをどう受け止めているか、少年の年齢だとか発達度合いによっても違うと思いますので、それは一概にどちら、というふうに思っているわけではございません。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 質問にならないかもしれないんですが、自分の手によって傷害なり何なりを起こした相手が、そこに、対象相手が傍聴するわけです。全く自分と関係ない人の傍聴ではないわけです。私は思うんですが、事件と向き合うということはそういうことからスタートするんじゃないんでしょうか。それは間違っているんでしょうか。そこから目をそむけてはいけないと思うんですね。真正面から事件と向き合う第一歩だと思うんですがどうでしょうか。

**山崎弁護士** これも私の個人的な経験からの発言になりますけれども、事件と向き合う必要があるというのはおっしゃるとおりだと思っています。例えば私も付添人活動の中で、まず事件について確認をして、そうであれば被害者の方はどんなお気持ちであったらうか、ということは必ず少年に問いかけます。できるだけ具体的に被害者のお気持ちになって考えてみてほしい、と。被害者の方のお許しを得て接触する場合などは、実際にお会いしてどれだけのお気持ちをお持ちなのか、これを聞いて帰って少年にまた伝えて更に考えてもらう、ということはやっております。それは一つのやり方にすぎないのだと思いますけれども。ですから、必ずしも、審判廷で被害者の方と対面するということがスタート、ということだけではないのではないかと、というふうに思っております。

他方、私が経験した中でも、傍聴の対象事件を拡げてしまうと、こういうときはどうなってしまうんだろうかと思うのは、例えば、少年を支配しているような成人の暴力団員が、ずっと少年を使いっ走りのように使っていて、最後に何らかのトラブルで少年が逆襲した、というようなケースもございます。また、長期間いじめを続けていた先輩に対して、最後は少年が加害者になってしまったというケースなどを想定しても、全体としてみれば少年も被害者だった側面があるのではないかと。こういう場合にも、それでは事件の被害者に審判傍聴を認めるのが良いのかどうか、といったようなことも考えたりもします。これはまれな例かもしれませんが。

事件の被害者と審判廷で同席することが健全育成になるかならないかというのは、一概には言えないということだろうと思っております。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** すみません、何遍も。山崎先生が加害少年に付き添った事件なんですが、それは重大犯罪もあるんでしょうか、それとも軽犯罪でしょうか。

**山崎弁護士** 私は大体20年ぐらい弁護士をやっておりますけれども、被害者が死亡された事件も何件もございます。非常に重大な後遺障害を負われた傷害事件もございます。極めて重大な性犯罪の事件も担当したことがございます。それぞれの事件でどういう活動ができるのかということは、本当にケースバイケースになってきますけれども、軽微な事件だけの経験から申し上げているのではないということは、御理解頂きたいと思います。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 最高裁家庭局の馬渡さんにお伺いしたいのですが、先ほど運用の改善が必要な部分があるというようなことをおっしゃったと思うんですが、どのあたりでそういうふうにお感じになっていらっしゃるのですか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 傍聴制度については司法研究が行われており、その結果は公開もされているわけですが、その中でこれまでの運用状況を分析しております。一つテーマになっているのが、被害者の方への配慮は今ままでいいのか、こういうところは更に改善すべき

ではないかというような各論的な話も多いですが、そういった問題点ですとか、あと傍聴事件においても適切に少年に対する教育的効果を上げることができているかと、問題があればいろいろな方策を、例えば審判指揮権を適切に行使するなどして、より少年審判の教育的機能を充実させていくべきではないかというような分析がされておりまして、それらの点について引き続き取り組んでいく必要があるということでございます。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** さらに重ねて質問したいと思います。私は息子が16年前に事件に遭ってしまして、そのころの調査官の方というと事実認定は余り重く考えていなかったんです。もちろん被害者の聞き取りもなかったですし、ここは加害少年のこれからどうやって生きていったらいいか考えるところだとはっきりおっしゃって、事実認定を余りどうのこうのするところではないということと言われた経験があるのですが、その後もいろいろな遺族の人と知り合いになりまして、同じような感じの扱いを受けていることが多かったんです。それから改正というのがあったんですが。調査官の方々の認識というのは変わってきたんでしょうか。それとも認識を変えるにはとても努力というか、今までそういうふうな認識があった、何十年もそれで家庭裁判所の中はそういう認識だったと思うんですが、それを変えるというのはとてもすごい努力といろいろなことを考えていかないと認識は変わらないと思うんです。とても心配をしているんですが、調査官の認識というのは、今どのようなことをしてどのように変わってきたのか、少し教えて頂きたい。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** お答えになっているかどうか分かりませんが、家裁調査官は、専門的知見に基づき、なぜこの少年がこういった非行をしたのかということ、少年にその理由を問いつつ分析し、それを踏まえて、ではこの少年にはどういう処遇をすればいいのかを考える役割を果たしており、こういった意味ではこれまでも現在も一貫した姿勢だろうと思えます。ただ例えば先ほど被害者調査の話がありましたが、近時、重大事件についてほぼ例外なく被害者調査を行うようになったというところで、家裁調査官が被害者の方から直接お話をお聞きする中で、その被害の重大さを受け止め、またこれをどう少年に伝えるべきかといったことについての意識がかなり高まってきていると思っております。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

よろしければ、引き続き審判傍聴に関してですけれども、被害者等が審判廷に在廷して傍聴する方法に加えて、モニターによる視聴も認めるべきか否かという点につきましても御意見を伺いたいと思います。これにつきましても御提案者の武さんから順次御意見をお願いいたします。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 被害者の遺族や被害者が傍聴したいけれども、審判廷ってすごく狭いんです、その中で加害者がいるわけです。その加害者と近くで傍聴することはとてもできないけれども、傍聴はしたいんだという人がやはりおられるんですね。そのときにはモニターということが方法の一つにあってもいいと思うんです。やはり選ぶものがそうやって一つでも多くあって欲しいし、傍聴しにくいということがあるので、もっともっと傍聴しやすくなってほしいので、是非認めて欲しいと思います。

**上富刑事法制管理官** それでは、望月さんいかがでしょう。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** そうですね、私も武さんの意見とほぼ同じなんです。少年事件被害者というのは当事者なわけですので、当事者の選択を広げていくという意味においても、是非モニターの視聴を認めて頂きたいと思います。

**上富刑事法制管理官** 植村先生，いかがでしょうか。

**植村学習院大学教授** 今の御指摘のお気持ちは分かるんですけども、私は現行法制と言いますか、今の体制のもとではちょっと無理ではないかと考えています。

**上富刑事法制管理官** 瀬川先生，いかがでしょうか。

**瀬川同志社大学教授** ビデオリンク方式というのが今ありますけれども、それと並びで今回も認めていいんじゃないかというようなことが言えるかも分からないと思ったりしたことがあるんですけど、しかしよく考えてみますと、ビデオリンク方式というのはやはり裁判官が訴訟指揮する中で動かしていると思うんです。それから、ビデオリンク方式というのは証人保護するためのものですので、いわゆる傍聴したいから、ビデオリンク方式が認められているのでそれと同じ並びでやっけていいというふうに考えるのはどうかなと今疑問を持っています。

他方、直接見たい方の方が多いように思いますけれども、しかしどうしても加害者と同じ空気を吸いたくない、顔も見たくない方も恐らく犯罪の内容によってはおられると思うので、その方たちのことを考えると、何らかの形で可能であれば、そういう制度を考えてもいいのではないかと。ただ、その場合に少年審判の運営と整合するのかが問題としては残るというふうに考えています。

**上富刑事法制管理官** 小木曾先生，いかがでしょうか。

**小木曾中央大学教授** これは意見というよりはむしろ質問に属することだろうと思えますけれども、御覧になりたいという、傍聴したいというそのお気持ちと、しかし直接は見たくないというか見られないというか、そここのころの心理的な葛藤というのはどのようなものだろうかというのが、私ちょっと想像がつかないので教えて頂きたいと思えます。例えば性犯罪であれば想像はつくような気はするんですけども。

**上富刑事法制管理官** では、その点はまた後ほど質疑応答の中でということで。最高裁，いかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** これも制度論でありますので、少年審判の運用に対する影響があるかないかという観点で申し上げます。これは想像の域を出ない話ではありますが、昨年行われた裁判官の研究会等でもこういった議論になりまして、その中で出された意見を紹介いたしますと、まずモニター視聴により少年や保護者に与える心理的な影響がどうなるだろうかということについては、両論ありましたが、少年や保護者が被害者の方の様子が分からないということ、気配すらないということで直接見られる場合よりかえって萎縮するのではないかという意見も出されておりました。また、先ほど瀬川先生の御指摘にもありました審判運営に与える影響については、裁判官としては、基本的に対応が難しくなるだろうといった意見が多くございました。直接その場に被害者の方がいる場合と比べて、別室にいる被害者の方の様子が裁判官側からもモニター画面を通じて見える形になるか見えない形になるかいろいろ考えることができますが、いずれにせよ被害者の方の状態に応じた柔軟な対応が困難になるのではないかと、そういった意見があったところです。

**上富刑事法制管理官** 武内先生，いかがでしょう。

**武内弁護士** また改めて日弁連の意見というわけではなく、あくまで個人として申し上げますが、モニターによる傍聴というのも被害者遺族等が多数にのぼる場合で、審判廷の物理的な限界というのを考慮に入れた場合、必ずしも導入が不可能ですとか排斥されるべきものだとまでは考えておりません。ただし、現状私自身としてはやはり運用上の問題点というのはそれなりに理

解もしておりますし、この場ではちょっと明確な賛否に関しては留保させて頂きたいというふうに考えます。今後の検討課題としたいと思います。

**上富刑事法制管理官** 山崎先生、いかがでしょうか。

**山崎弁護士** モニター傍聴については、反対の意見でございます。既に出ておりますけれども、少年に対する影響がどうかという点を考えますと、一概には言えないところはあると思うのですが、審判廷に被害者等がいらっしやらないということで、全くその様子が分からないという状況が、かえって少年や保護者に対して心理的な負担を増やしてしまうということも、やはり想定され得るだろうというふうに思っております。

また、やはり裁判所からすれば、直接被害者等の様子が分からないということで、適切な審判運営というのは難しくなるであろうというふうに思っております。

さらに、多分技術的な問題として残ると思われるんですが、いったん審判廷内をカメラで撮影しまして、それを回線に乗せて別室のモニターに映像で流すということになりますと、その画像自体が、いかなる形で流出しないとも限らない。そういうリスクはやはり考えざるを得ないかなと思います。レアケースかもしれませんが、そういうことで仮に一遍画像情報が外部に出てしまいますと、インターネット上でずっと残ったりする事態も考えられ、それはもう致命的な問題となりかねないというふうに思っております。

それと、さらにちょっと進んで考えたのは、仮に、非公開である審判においてモニター視聴が認められるということになった場合に、では通常の裁判はどうなるのか、と。公開の裁判はモニター視聴がなぜできないのか、というところにも波及しかねない問題をはらんでいるのではないかなと思うのです。そうすると、モニター視聴には、こと少年審判にとどまらない、非常に大きな問題が含まれているというふうに思っております。

その一方で、これまでの審判傍聴の運用実態を見ますと、以上のような様々な問題を乗り越えてまで、モニター視聴をしなければならないといった強いニーズは生じていないのではないかと、というふうに考えておりますので、モニター傍聴については反対の意見でございます。

**上富刑事法制管理官** 須納瀬先生はいかがでしょうか。

**須納瀬弁護士** 私もモニター視聴の導入には反対でございます。私は一番大きいと思うのは、やはりモニターで視聴されているということが少年に対する圧迫につながる可能性があるのではないかと、かえって見えないところで見られているということが少年に対する威圧になるのではないかと、ということだと思います。そうであるにもかかわらず、裁判官としては被害者の方に見られているということを意識した審判運営にならざるを得ないということからいうと、これは審判傍聴一般の問題として指摘されているところですが、なかなか少年の立場に立った、そういった観点での少年に対する質問等はしにくくなるということがございますので、かえってモニター視聴を導入することの問題点があるのではないかと、というふうに考えているところでございます。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。それでは、質疑応答とさせて頂きませんが、もしよろしければ、先ほどの小木曾先生から傍聴したいという気持ちと、だけれども在廷での傍聴は難しいというその辺のことについて、もし武さんの方で御説明がありましたらお願いいたします。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 小木曾先生もおっしゃったように、性犯罪の被害に遭ったお母さんと話をしていたものですから、そのお母さんがとても複雑な思いを抱えておられて、傍聴

はしたいけれども、そこでというのは難しいかもしれないということ saying it, 性犯罪のイメージもありましたし。それから、やはり私たちのような死亡事件だととても凶悪なんです、加害者が。通り魔的な事件もあります。だれでもいいから殺すんだということをして、たまたまそこに通った自分の子がやられたとなります。そしたら、やはり恐怖というのがあるんです。もちろん子どもの代わりに傍聴はしたいと思っても、やはり恐怖があったりするとそこに足が運べないということはあると思うんです。だから、そのときにやはり方法の一つとして、モニターを入れて頂くことでそういう場合もできるかもしれないと思いました。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。ほかに御質問ございますか。どうぞ。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 誰にしたらいいのかちょっと分からないですが、モニターですと見えないから少年が萎縮するとおっしゃるんですが、私はそれこそそれが分からないんですね。傍聴の同じ部屋にいたら萎縮するというのはまだ分かるんです、想像ができるんですが、モニターを見ているからというそれだけで萎縮するということがどういうイメージなのか教えて頂きたいんですが。

**上富刑事法制管理官** 山崎先生と、あとは裁判官の研究会でもそういう言及がありましたか。いずれも御意見というよりはどういう問題意識なのかということだと思いますけれども。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** では、私から若干簡単に申し上げると、裁判官の研究会等で聞く話では、傍聴される被害者の方が同室にいれば、例えば少年が何か話すときに、被害者の方の反応が分かるわけですね。そういった中で話すよりも、自分が言ったことについて被害者の方がどう反応しているかもさっぱり分からないという状況、ただ見られていることは分かっているという状況の方が、少年は萎縮してより発言し難くなるのではないかという問題意識だったと思います。

**上富刑事法制管理官** という御意見があったということですね。山崎先生、いかがでしょうか。

**山崎弁護士** 専ら想像の世界にしかならないんですけれども、今最高裁がおっしゃったようなことが一つと、あと恐らく、審判廷内にビデオカメラが設置されてずっとあるということ自体、どういう気持ちにするのかな、ということがございます。

それと、これも想像なんですけど、恐らくモニターで視聴されている別室の様子は、裁判官は手元のモニターか何かで御覧になるというふうなシステムが考えられるかと思うんですけれども、そうなると、裁判官は少年とモニターとを両方見ながら審判を進めるけれども、少年だけは別室の様子も分からない、という辺りも、どういうふうに少年が受け止めるのかな、ということを考えたりもします。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** ビデオカメラがあるときに萎縮するということと直接リンクしませんが、少年の目の前にマイクを置くか置かないかという議論が司法研究の中でもされてきました。その中では、やはりマイクを使用すること自体で少年はかなり萎縮してしまうのではないかと、少年というのはそういうことだけで萎縮する可能性があるということも認識しておく必要がある旨が指摘されているところです。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございましたら。いかがでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 質問ではないんですが、いろいろなことを聞いてて、少年をとっても手厚く保護していると思うんです。それだけ罪を犯した少年を手厚く保護しなければいけないのかという疑問がありますし、それであれば社会に出たときはもっと大変です。もっと社会というのは厳しいです。だから、そういうちゃんと少年に説明をするなり、マイクの一つで

も説明するなり、ビデオのこともここにありますが説明するなり、そういうことで私はできると思うし。もう一つ加えて言えば、その同席できないほどにモニターを使ってしか傍聴できないという遺族の人はどれだけ萎縮しているのでしょうか。それをきっと皆さん忘れていていると思うんです。萎縮しているし、怖い、恐怖はある。だけれども、しないとおれないという、それをきっと忘れていないかなと思うんです。いつもいつも萎縮するからとか、少年のためにならないからとか、その言葉で一くりにしないで頂きたいんです。それはしっかりとした調査官、付添人がいます。ちゃんと守っている人たちがいるんです。だから、もっと工夫をして私はできることではないかなと思います。どうでしょうか、質問じゃないんですが。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 私もいいのでしょうか。今の武さんの意見に加えて頂きたいのですが、例えば自分が大事な家族を少年に殺された被害者遺族になった時、知りたいと思うのは当然ではないかと思えます。被害者には知る権利があると思えます。今述べられたような反対意見を一つ一つ聞いていきますと、一体審判傍聴はどういうところから出発してきたのかと疑問を抱いてしまいます。被害者が置いてきぼりにされているように思えてなりません。確か少年法の審判傍聴の審議をしていた時、岡村先生がおっしゃったと思えますが、被害者が知りたいと思うのは人としての本性で、説明できることではないと。自分の大切な家族の死を、文書や口頭で知らされて納得できる人がいるかという風におっしゃっていたのですが、今私はその事を思い出してしまいました。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございませんか。よろしいでしょうか。どうぞ。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** もう一つ加えていいですか。やはり加害者の状態を理由に被害者に我慢しなさいというのは本当に、それはやはりおかしいと思うし、平等ではないです。私たちは思うんです。私たち被害者にだけにそういういろいろな権利を欲しいと、モニターでも一緒ですが、欲しいと言ってるわけではないんです。より以上の権利が欲しいわけではなくて、せめて子どもを殺したその少年並みの権利でいいんです。加害者の理由だけでその人を殺した加害少年並みの被害者の権利を奪わないで頂きたいです。それは与えて頂きたいので、是非認めて頂きたいです。

**瀬川同志社大学教授** 質問ですけれども、先ほど私はそれほどモニター視聴の希望というのは多くないということを言いましたけれども、この点は武さんや望月さんはどう思われますか。直接見たい方と、モニター視聴希望の方では、今までの実感としてはどちらが多いと思われますか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** それは想像の域を超えないんですけれども、やはり余り身体症状がよくないというような場合もあるわけですね。でも、その日しかないのであれば是非聞きたいし、モニターであっても見たいと言うのは当然の心理だと思います。ただ比較した場合、審判を傍聴したいという方が多くなるのではないかと思います。

**上富刑事法制管理官** 武さん、いかがですか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 直接審判廷で傍聴したいという方が多いかもしれないです。だけれども、そういうモニターでないといけないという人もやはり出てくると思います。それは必ず出てくると思うので、方法の一つとして加えて頂きたいです。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** これは前に申し上げたかもしれませんが、裁判所における傍聴される被害者の方への配慮の一例として、例えば少年の姿を見たくないという傍聴希望者の方

がいらしたときに、遮へい措置をとるなど、そういった今の制度の枠内でもある程度の被害者の方の心情への配慮というのは可能であるし、実際に行っているということは御理解頂きたいと思います。

**瀬川同志社大学教授** 遮へいというのはどれぐらいの大きさですか。

**船所最高裁判所家庭局付** 私自身はその事件を実際に見たわけではないですが、普通の衝立ぐらいの大きさのものと聞いています。具体的には、その衝立を、裁判官と被害者の方はお互いの様子が見えるのですが、被害者の方と少年はお互いの様子が見えないような場所に置くという形です。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 刑事法廷での遮へいよりはかなりこぢんまりしたものではあるということです。

**瀬川同志社大学教授** 刑事法廷の遮へいというのはものすごく大きく、縦が長いように思いましたけれども、そういうものでもない。

**船所最高裁判所家庭局付** そうです。もともと審判廷自体が刑事法廷と比べればそれほど大きくないので、そこまで大きいものは必要ないということだと思います。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** やはり私は先ほどおっしゃったように、審判廷というのは狭いので、その中で遮へいをするということだけではやはり参加ができないということはあると思うんです。だから、狭いことに問題があるんです。だから、モニターという方法が必要だと思うんです。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 審判廷の広さについては、傍聴制度ができてから、現在の庁舎で拡張可能なところは拡張しておりますし、あとそれが無理なところは建物全体の改築に合わせてかなり広い審判廷をつくるように、今、順次しているところです。また、場合によっては法廷を利用して審判を行っている例もあるという実情でございます。

**瀬川同志社大学教授** こんなときに質問するのはおかしいんですが、これは国際的にはどうなんですか。海外でこういうモニター視聴が認められている国はありますか。

**上富刑事法制管理官** 御承知ですか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 最高裁としては把握しておりません。

**上富刑事法制管理官** 確認させて頂いて。ほかにございますか。よろしければ、この点についてはこの程度にさせていただきます。

それでは、次に、国選付添人制度等について意見交換させて頂きたいと思います。この点につきましては先ほどの論点整理に従って行いますが、まず先ほどの論点整理の一つ目と二つ目の○、つまり国選付添人制度の対象事件を拡大することの是非、それから仮に国選付添人制度の対象事件を拡大する場合、対象事件の範囲及び選任の要件をどうするかというこの2点について併せて御意見を頂きたいと思います。それでは、今回は御提案者の須納瀬先生から順にお願いいたします。

**須納瀬弁護士** この点につきましては国選付添人制度の対象事件を拡大すべきであるということ、対象事件については身体拘束を受けた全件にすべきであること、それから、選任要件としては、家庭裁判所の裁量だけではなく、少年や保護者の請求のある場合も選任を認めるべきであると、この点を第2回で意見を述べさせて頂いておりますし、その理由についても詳細に述べましたのでそれを繰り返すことはいたしません。ただ、第2回の意見交換会で瀬川先生から御質問があった点などについて若干補足をさせて頂きたいと思いますので、少しお時間を頂きたいと思

います。

一つ、瀬川先生から現行制度での弊害はどういったものがあるのか、具体的ケースがあるのかという趣旨の御質問がございました。この点についてはあの場でも申し上げましたように、現在は日弁連の付添援助制度を利用して多数の少年に付添人が付くようになっているので、実際上の問題というのはかなり回避されているわけでございます。しかしながら、具体的な事例等を調査してみると、家裁段階では付添人が付かず、そのまま審理をされて、抗告審になって初めて付添人が付いたというようなケースはございます。例えば付添人がないまま少年は非行事実を認めて保護処分決定がされたわけですけれども、弁護士付添人が付いて抗告審で事情を聞くと、捜査段階では捜査官から強い誘導をされて虚偽の自白をした、家裁ではそれをそのまま維持してしまったということが分かって、弁護士付添人から抗告審に主張し、そこで取調べ警察官等を証人尋問した結果、自白に信用性がないと判断され、非行事実がないとして家裁の決定が取り消されたようなケースがございます。

あるいは非行事実なしではございませんけれども、付添人がないまま少年院送致決定がなされた事案で、抗告審から弁護士が付いたところ、比較的容易に雇用先の確保などの環境調整ができて、それを抗告審に主張したところ、少年院送致決定が取り消されたといったような事例もありまして、これらのケースでは国選付添人制度によって家裁段階で弁護士付添人が付いていけば抗告審までいく必要はなかったケースではないか、と考えるところであります。

それから、国選付添人制度がないことの弊害として、現在日弁連が様々な取組によって弁護士付添人の選任率が上昇しているということは既に御報告したところでございますけれども、そうではあってもやはり地域によって選任率のばらつきというのがあることは否めないところでございます。このような選任率のばらつきというのは少年がどこで審判を受けるかによって弁護士付添人の援助を受けられるか否かの差が出てきているということで、やはり公平な制度とは言えないのではないかと。その点はやはり国選化することによって一定、ばらつきがない制度になっていくのではないかと考えているところでございます。

それから、国選付添人制度の対象を拡大することによって、家庭裁判所の役割が変質するのではないかとというような御質問がございました。これについては、現在、弁護士付添人が刑事弁護士と同じではなく、少年法の健全育成の趣旨を理解して活動することが求められているということを自覚し、その趣旨を徹底するような研修を行っているということを第3回でも報告させて頂いたところでございます。実際、現在かなり多数の弁護士が付くようになっていますが、そのことによって少年審判が刑事裁判化したというような批判はないのではないかと、というふうに考えているところでございます。

さらに申しますと、調査官の役割が変化するのではないかとといった観点からの御質問もあつたかと思いますが、これについては第3回に最高裁からも御紹介頂いたように、家庭裁判所の調査官はその専門性を生かして、少年や保護者への働きかけや一定の環境調整なども行われるわけですけれども、例えば、家裁の側の調査官に対しては敵対的な態度をとる保護者などがおります。そういった場合には調査官と役割分担をしながら働きかけを行っているとか、それから弁護士付添人が対外的な交渉等を伴う環境調整をやっておりまして、帰住先の確保とか学校との交渉、暴力団からの脱退等の活動、そして被害者への損害賠償、示談など、これら調査官ではできない活動をやっているところでございまして、そういった意味では国選付添人制度の対象を拡大したからといって家裁調査官の役割が変質するとは思われないというふうに考えて

いるところでございます。国選付添人の対象事件の拡大の必要性に関しては今申し上げたようなことでございます。

それから次に、拡大すべき対象事件については、先ほど申しましたように、身体拘束を受けた事件全件とすべきであると考えますが、特にぐ犯事件に対する弁護士付添人援助の必要性が大きいという点を更に述べておきたいと思っております。これまでの説明で日弁連の援助制度を利用した付添人について、家庭裁判所から依頼があって付添人として付くケースがあるということをご既に御紹介しておりますけれども、この場合にもぐ犯の割合はかなり高いということが言えます。例えば、日弁連で調査した限られたデータではございますが、東京家裁では平成22年度、援助依頼件数全部で50件のうち14件がぐ犯でございます。あるいは横浜家裁では平成23年度120件のうち14件がぐ犯というふうにぐ犯の割合がかなり高いということがあります。これらの中には両親がいなかったり、あるいはそれ以外の理由で保護者の審判への出席が見込まれない場合とか、少年が親から虐待を受けているとか、少年と保護者の対立関係が深刻であったりして家庭以外での帰住先の確保が必要である場合、そして少年院送致などの重大な処分が見込まれる場合などに援助依頼がされています。これらは、家庭裁判所の立場から見ても弁護士付添人の援助が必要な場合であると考えられているのではないかと思います。

なお、ぐ犯と言いますと一般の方から見るとまだ犯罪を犯していないという意味では軽微な印象を与えますけれども、実際にはぐ犯で家庭裁判所に送致される少年というのは補導歴や問題行動歴が多くて、要保護性の高い少年でありまして、少年鑑別所に送致される割合は極めて高いし、少年院送致の割合も極めて高いということで、第2回に配布した資料でお示ししましたけれども、48.8%、約半分が少年院送致や児童自立支援施設送致になっているということでございます。これらの少年については弁護士付添人が付くということは結果として少年の納得につながる可能性は高いし、仮に処分に納得できない場合でも抗告権を保障するという意味もあるわけでございます。

そして、ぐ犯というのは犯罪を犯すおそれが高いということですが、弁護士付添人が付くことによってこの段階で環境調整などの援助をすれば犯罪防止につながるという意味では、社会の安全の確保という意味で国費を投入する必要性、合理性があると思ひまして、ここへの国選付添人制度対象事件の拡大というのは重要だと考えています。

もう1点、選任の要件に関連しまして、請求による選任の必要性という点でございますけれども、これについては弁護士付添人を選任する権利というのが少年法10条で認められております。のみならず、身体拘束を受ける少年が弁護士の援助を受ける権利というのは、子どもの権利条約でも保障すべきとされている権利であるということは第2回でも申し上げたところでございます。これらの権利を保障するためには少年に資力がない場合には国費で付添人を付けるべきでありまして、この観点からすれば請求による選任が認められるべきだろうというふうに考えるわけでございます。

そのほか、既に申し上げたように、被疑者国選弁護人が家裁の審判を見据えて活動しているということからすれば、少年もまた被疑者段階で付いた弁護人は引き続き家裁送致後も付添人として活動してほしいという期待を持っています。そういった意味では裁判官が必要なしと判断したような場合でも国選付添人として活動できるという余地を認める必要があるのではないかと考える次第でございます。

あと、明らかな少年院送致の可能性がない事件についても、請求があれば国費で付添人を付

ける必要があるのかといった御質問もあったと思うんですけれども、少年鑑別所に送致された事件で明らかに少年院送致の可能性はないという事件が果たしてどれほどあるのか、それほど明白とは言えないのではないかというふうに考えている次第です。したがって身体拘束された事件については相当程度弁護士付添人を付ける必要があると思います。仮に少年院送致になる可能性が低いとしても、弁護士付添人が付いて環境調整を行うなどの結果、不処分や保護観察になったといたしましても、その後の再非行防止に役立つという意味もございまして、こういった意味でも国費で付添人を付ける意味があるだろうというふうに考える次第であります。

すみません、長くなりまして、失礼いたしました。

**上富刑事法制管理官** それでは、武さん、いかがでしょうか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** さらに国選弁護人を付けるとなると、私はバランスがとても悪くなるなとまた心配をするんです。先ほどから話を聞いていますと、加害少年はこんなことをされれば萎縮するとか、こんなことを言うと例えば少年のためにならないとか、とても手厚く保護しているのを感じるもんですから、そういう人が更に多くの事件にかかわるとなると、やはりそれはとてもバランスが悪いので、被害者がいる事件であれば被害者にももちろん弁護士を付けることも考えてほしいし、検察官を入れるということはやはり必要になってくると思うんですが、検察官を入れることは反対をされるんですけれども、バランスが悪いということはどう思われますか。質問になるか分からないですが、どうお考えでしょうか。

**上富刑事法制管理官** 御意見としては、バランスが悪いという印象だという御意見でしょうか。

その上、御質問については後ほど質疑応答の中でということをお願いします。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** すみませんでした。バランスが悪いという意見で。

**上富刑事法制管理官** 望月さん、いかがでしょうか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 私も国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大することの是非については、今ここではっきり是か非ということをお答えすることはちょっと難しいです。やはり被害者を支援をする立場なので、もう少しいろいろ慎重に検討させて頂きたいというふうに思います。被害者のために、やはり二次被害につながるようなことは絶対に避けたいですし、またこういう制度をつくってしまったことが被害者に及ぼす影響みたいなものももう少し慎重に考えて、自分としては答えを出したいというふうに思います。

**上富刑事法制管理官** 2点目の、仮に拡大する場合、範囲や選任の要件をどうするかという点については、もう同じでよろしいですか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** ですので、一番最初のことが明言できないということですので、それに付随してこちらの方も慎重に検討して頂きたいし、私自身も検討したいというふうに思っています。

**上富刑事法制管理官** 植村先生、いかがでしょうか。

**植村学習院大学教授** この国選付添人を私は積極的に広げるべきだとは思ってないんですが、ただ先ほど来もお話が出ていますけれども、既に被疑者国選という制度ができていて、それとの連動性といったことも考えますと、被疑者国選と同じような要件で国選付添を設けるとするのは選択肢としてあるというふうに思っています。

ただ、どうしようかと思っていたのですけれども、先ほどお話が出ましたので、その際に問題になるのは、被疑者国選は罪名と言いますか罪の重さで要件を決めているわけですが、ぐ犯事件、それから触法の事件は直接は乗っからないわけですね。ですから、それを外すのかとな

ると触法は一応置きまして、ぐ犯については先ほども御指摘がありましたように、事件自体はかなり限られているわけですが、ぐ犯で観護措置がとられてくるような事件はかなり施設収容になる事件もあることは事実だと思うのですね。ですからそういった事件を全部外すというのもバランスとしてどうかなというふうに思いますので、立法技術的な工夫を必要とするかなというふうには思います。それは問題点として指摘をしておきたいと思います。

それから、選任の手順と言いますか、要件としてはやはり少年法全体が家庭裁判所の職権構造になっておりますので、この国選付添人だけを請求にするというのは全体のバランスがいかかなものかなというふうには思います。ただ、先ほど出ました被疑者国選との連動とかそういったことは当然家庭裁判所の方も考えて職権を発動されるでしょうから、その点に限っては御心配にならなくてもいいんじゃないかなというふうには私は思っています。

**上富刑事法制管理官** 瀬川先生、いかがでしょうか。

**瀬川同志社大学教授** まず、身体拘束を受けている少年に対して適正手続の保障をする必要性というのはあるというふうに考えています。特に我が国の場合はまだまだそこは途上の段階なので、この点は充実させる必要はあるというふうに考えています。武さんがバランスが悪くなるというふうにおっしゃったのですが、その点は私も理解できますが、権利というのは片方の権利だけじゃなくて、お互いの権利というのは高め合うというのが望ましいというふうに考えていますので、被害者保護というのも大事ですけども、少年の権利保護というのもやはり重きを置いて考えるべきだというふうに考えています。

それから、運用の仕方としては、請求に応じるというのはやや奇異な感じがしますし、やはりこれまでの職権主義というか少年審判の構造の中で家庭裁判所が判断すべきだと思います。国費をまかなうわけですから、そうすべきではないかというふうに考えています。

それから、具体的な中身ですけれども、これはまずさつき須納瀬先生がおっしゃった中で私は賛成できるのは二つの制度の不整合という点です。被疑者国選弁護制度と国選付添人制度とに不整合が生じていて、そこにばらつきがあると言いますか、問題性があるということ私は非常に理解できますし、この点のまず解消を目指すべきです。その上で、先ほどおっしゃったぐ犯事件その他に検討を広げていく方向で考えてはどうかというふうに思っています。

**上富刑事法制管理官** ありがとうございます。小木曾先生、いかがでしょうか。

**小木曾中央大学教授** 被疑者の国選弁護について、弁護士の先生方が非常な努力をされてきたことはよく承知しております。また、今少年についても手弁当で活動しておられる先生方がおられるということも教えて頂きました。それから、被疑者と少年の間にかい離がある、あいているところがあるという、そこが正しくないということは私もそのように考えますが、一つ問題は、先ほどから出ているところですけども、家庭裁判所が面倒を見てやるといっているそこに弁護人でなければできない役割がある、必要なのだということが理念的にどのように説明できるのだろうかという点です。これは理念的な話ですけども、御説明が十分説得力を持つかどうかということですね。それから、ぐ犯にまで仮にこれを広げるといったときに、予算の問題ですよ、かなりの予算がかかるということにきつとなるのだろうと、そのところがどうなんだろうかという気はします。もちろんやるべきであるということであれば予算は付けるのだということになるのでしょうか。

それから、請求ということになると、今の少年審判の全体の仕組みにかかわる問題であろう

というふうに考えます。実はフランスなどでも非常に似たような状況がありまして、向こうは全体が職権主義ですから、そこにやはり少年に国選の付添人を付けるという法改正が行われたときに、なぜそうなのかというと、片方ではいわゆる厳罰化の動きがあって、それに対して少年の権利を守るためには国選が必要なのだという議論があったようです。それから、そうすると今まで保護の対象だというふうに言ってきたその少年が、今度は権利の主体として当事者的な位置付けを与えられるのではないかというような議論もあったようなので、非常に理想的ですけども、どう考えるのかという問題があると思います。ですから、現行法の枠内でいくのであれば、広げるということであれば、例えば今被疑者の国選の範囲とのかい離をなくす、それで職権というのが現行の制度との整合性ということではよいのではないかという印象を受けております。

**上富刑事法制管理官** 裁判所はいかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 立法政策に関する問題で具体的な制度等に関するコメントは差し控えますが、少年審判の職権的審問構造のもとで、例えば、裁判官や家裁調査官が果たしている役割との関係、それぞれの弁護士会の対応態勢や検察官関与制度の対象事件の範囲とのバランス、その他公費支出という観点から、どういった範囲を画すべきかという検討をされる必要があると考えております。

**上富刑事法制管理官** 武内先生、いかがでしょう。

**武内弁護士** 改めて個人的な意見として申し上げますが、国選付添人制度の対象事件の範囲及び選任の要件については、須納瀬委員の意見に異論ありません。ただし、少年の側に国選付添人制度を拡充するのであれば、やはり併せて被害者のための公的弁護士制度というのと同様に推進されるべきというふうに付言させていただきます。

**上富刑事法制管理官** 山崎先生はいかがでしょう。

**山崎弁護士** 私の意見は須納瀬委員の意見と全く同じであります。理由の詳細は既に述べられておりますから、省略させていただきます。結論は須納瀬委員の意見と全く同一です。

**上富刑事法制管理官** それでは、今の点につきまして御質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

**濱刑事法制企画官** 須納瀬先生に質問ですが、単に私が聞けてなかっただけかもしれませんが、抗告審で付添人が付いたという例を御紹介頂きましたけれども、これは被疑者段階では付いていて、家裁に送致された後の審判段階からは付かなかった事案ということでしょうか。

**須納瀬弁護士** 被疑者段階も付いていないと思われま。

**濱刑事法制企画官** 被疑者段階も付いていなかった事案なんですか。

**須納瀬弁護士** はい。

**濱刑事法制企画官** 家裁に送致された後、家裁の方からは援助の依頼もなく、あるいは日弁連の付添援助制度もとられなかったということでしょうか。

**須納瀬弁護士** そうです。

**濱刑事法制企画官** これは何でそうだったのかとかそこまでは分からないですか。

**須納瀬弁護士** そこは分かりませんが、少年からの要請がなかったということだと思います。

**濱刑事法制企画官** 分かりました。

**上富刑事法制管理官** 最初に武さんから御質問があった点について、須納瀬先生よろしいですか。

**須納瀬弁護士** バランスをどう考えているのかという御質問だと思いますけれども、この点については瀬川先生にも先ほどおっしゃって頂きましたけれども、少年の権利の保障の問題と被害者の権利の保障の問題は、私はバランス論の問題ではないだろうと思います。いずれの権利についても制度の枠の中で最大限実現されるということは望ましい姿だと思います。そういう意味で言うと、少年法あるいは少年審判という枠組みの中で被害者の権利を充実させるために検察官を関与させるべきだというのは、現行の少年法の趣旨にそぐわないのではないかとこのように考えますので、被害者の権利を保障するという観点から言ってもそこは賛成できないということでございます。むしろ現行の少年法の枠の中で被害者の要望を手厚く保障するという観点から言えば、先ほども申し上げましたけれども、被害者への弁護士をきちんと付けて、それに国費を付するといった形が現行制度の枠の中で一番いい方法なのではないかと考えた次第です。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。よろしいですか。

よろしければ、若干時間が押しておりますけれども、もう1項目、皆さんのお時間がよろしければ進めさせて頂きたいと思っております。国選付添人の残されたもう1点でございますが、仮に国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大する場合、これに合わせて検察官関与の対象事件の範囲を見直すことの是非という論点でございます。既に若干言及があったかもしれませんが、改めて意見をお伺いしたいと思います。この点につきましては小木曾先生から順に御発言頂けますでしょうか。

**小木曾中央大学教授** 既に今まで出てきたことと不可分の話ではありますが、今の制度を整理するところから始めますと、結局裁判所が審判で一人三役をこなすことが困難な事案があるということで、そこで少年法22条の2で裁判所の裁量で重大事件について検察官関与ができることにしました。少年法22条の3は、それに伴って検察官関与があった範囲については国選付添人を義務的にしたということですね。これはいわゆる職権主義での武器対等なんていうふうに言われる考え方がそこに現れたものだろうと思いますが、さらに少年法は検察官関与が認められるのと同様の範囲で少年鑑別所送致の措置がとられているものについては検察官関与がなくても、裁判所の裁量で国選付添人を付することができるということにしました。これは恐らく検察官関与が必要なほどではないけれども、しかし裁判所だけでは審判が困難な場合を想定しているのだろうと思われまます。今のところ検察官、付添人、いずれも少年の保護を目的にした職権主義の下での裁判所の補助者という位置付けであろうと思われまます。

今回の議論はこれとは構図が逆でありまして、すなわち国選付添人の範囲を拡大すべきだという主張があって、これに伴って検察官関与の範囲を拡大させるかと、こういう構図だろうと思います。この範囲を拡大するとすると、その目的が審判の適正化、裁判所だけでは審判が困難な場合、恐らく事実認定の争いがあるといったようなことで裁判官と少年の間に対立が生じるというような場合なんだろうと思いますけれども、そういう場合に国選付添人の関与を認めるのであれば、やはり裁判所が、これが具体的にどの程度必要なのかということは私よく分かりませんが、例えばぐ犯の場合であれば恐らく検察官がそこに出てくるということはないのだと思いますけれども、ただ事実認定が困難であるとか少年と裁判官が対立するというような場面で、検察官関与ができる場合があるということにしておかないと困ることになるのではないかとこのように考えています。

前に植村先生が、真相の像に光が当たる面があるんだとおっしゃいましたけれども、それが

少年側から光を当てる、裁判所がそれで十分だと考えればそれでいいんでしょうけれども、そのときに別の方面から光が当たった方がいいなと裁判所が考えたときに、検察官の関与ができないという制度でいいのであろうかという気がします。

**上富刑事法制管理官** それでは、裁判所、いかがでしょうか。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 先ほど述べたとおりでございます。特に付け加えることはありません。

**上富刑事法制管理官** 武内先生、いかがでしょう。

**武内弁護士** 繰り返し個人的な意見にとどまりますが、検察官関与の対象事件の範囲あるいは単純に検察官関与の範囲を拡充するかどうかに関しては、今日この場では見解を留保させて頂きたいと思います。しかし、個人的にはそれは国選付添人の範囲の拡大と連動する形で議論されるものではないのではないかという印象を持っております。

**上富刑事法制管理官** 山崎先生、いかがでしょうか。

**山崎弁護士** 私も、検察官の関与の範囲も見直すということについては反対の意見を持っております。今、武内委員が言われたように、本来国選付添人の拡充の必要性と検察官関与というのは別の問題であろうというふうに思っております。それを「バランス論」ということで一緒に論じるということはいかがか、というふうに思っております。

御承知のとおり、少年審判は伝聞法則の適用がない制度ですので、捜査機関が調べた捜査関係書類がそのまま裁判官の目に当初から触れてしまう、とこういう構造でございます。さかのぼって、捜査段階で少年たちがどういう捜査を受けているかという、当然厳しい捜査を受けることが多くて、大人であっても厳しい取調べで虚偽の自白をする場合があることは最近特に明らかになっておりますけれども、少年はより容易に虚偽の自白をしてしまうと、こういう状況がございます。その状況からスタートして、裁判官がその証拠を全部読んだ状態で審判が始まるというこの構造が、成人の刑事裁判とは全く違う点でございます。このような構造の下で審判への検察官の関与を認めますと、少年が捜査段階では虚偽の自白をさせられていたんだけど、審判廷では真実を述べる、ということになったときに、さらにそこにまた検察官が出てきて、捜査段階での虚偽の自白を維持させるように活動する、ということが考えられるわけです。そうしますと、虚偽の自白をも裁判官が読んでしまっている以上、非常に少年にとって不利な状況となりますし、ひいては、裁判所としても事実認定を誤って誤判を生じさせるおそれ極めて高くなる、というふうに考えております。

そういう構造上の問題からしまして、少年審判に検察官が関与するということには非常に問題がありますので、今回国選付添人の拡大とともに検察官の範囲も見直すということには反対の意見でございます。主にその点が理由となりますので、あと補充して述べる機会があれば述べさせていただきます。

**上富刑事法制管理官** 須納瀬先生、いかがでしょうか。

**須納瀬弁護士** 私も国選付添人の対象事件拡大に連動させて検察官関与対象事件も拡大させるということについては反対でございます。理由の一点は今山崎弁護士が述べたところが大きいと思いますけれども、それ以外に、この間実際に検察官関与がなされた事例について日弁連で調査をしたケースなどによりますと、実際に検察官は関与しても立ち会っても全く発問しない事例も少なくないということが言われております。この点を影響はないというふうに見るのか、あるいはそもそも検察官関与の必要性はないのではないかというふうに見るのかという点です

けれども、私どもとしては後者ではないかと考えるところです。

他方で、実際に検察官が発問した事例に関しては威圧的な尋問が行われたというような報告が相当程度寄せられておりますし、特に取調べをした検察官がそのまま少年審判に立ち会うというようなケースなどもあり、捜査段階で虚偽の自白を強いられている少年が審判段階で否認したとしてもまたそれを許さないという方向での追及がなされるとすれば、かえって真実発見から遠ざかってしまう可能性があるというふうに考えます。

それから、検察官関与制度導入の趣旨というのは、非行事実が争われる事案において、少年と裁判所の対峙状況を回避すると、そういった趣旨でありましたけれども、実際には検察官が関与しているにもかかわらず、裁判官が少年に対して糾問的な質問をして追及して、結果的には少年との対峙状況は全く回避されなかったというような報告もあります。結局はそのあたりは裁判官の審判指揮によるということではないかと考えられるのであって、対峙状況の回避のために検察官関与制度を導入するというのは余り実質的な根拠ではないのではないかとこのように考えられます。

加えて、検察官が関与するということになりますと、現行の制度で言いますと、検察官の抗告受理申立権を認めるということになるかと思えます。これが認められることによって少年を長期間不安定な地位に置くということになります。現行制度のもとでの一番特徴的な事件として、御承知のとおり、大阪地裁所長襲撃事件という事件がございました。これはなかなか複雑な経緯をたどっておりますが、家裁で少年院送致となった少年が抗告審で原決定が取り消され、そして差戻し審で非行事実なし不処分となったにもかかわらず、さらに検察官が抗告受理申立をして、最終的には最高裁で抗告が棄却されて少年の不処分が確定した事案ですけれども、この間、4年の歳月を要しているケースで、検察官の抗告受理申立てを認めることが、このように少年を長期間不安定な地位に置くということにつながっています。この件についてはちなみに国賠請求訴訟で、警察官の暴行が認められてその判決も確定しております。少年に対してこういった強圧的な取調べが捜査段階で行われ、そして少年が迎合的に虚偽の自白をするということは、この事件の最高裁決定で田原裁判官の補足意見でも指摘されているところであり、こういった問題点がある中で、抗告受理申立によって少年が長期間不安定な地位に置かれるという問題点も指摘しておきたいと思えます。

そういった意味で、現行の重大事件を越えて検察官関与の範囲が拡大されることは大きな問題ではないかと考える次第です。

**上冨刑事法制管理官** 武さん、いかがでしょう。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 反対のことを言えば、私たち重大犯罪なんですけれども、捜査段階で殺すつもりがあったと言った少年がいます。今日一緒に来ているお母さんの娘さんの事件なんです。その後に加害者に弁護士が付きました。そしたら、殺すつもりはなかったと言うわけです。私たちは最初に出た言葉が本当の言葉じゃないかと思うんです。というのが、弁護士が付いた途端に主張が変わったわけです。それは本当にそうなのかと、その争いをしっかりと検察官が入ってしてくれたならいいんです。それはどういうことだと確かめるということなんです。でも、それがなかったために殺すつもりはなかったという発表がありました。必ずしも弁護士がすぐ付いたからいいということは私はいいいことだけではないと思うんです。そこで反省を促すとかそういうことをする弁護士が付くならいいんですが、私たちの経験から言うと、やはり軽くするとか少しでも加害者の有利にするとかそういうことで言ったことが変わるんで

す。それを問う検察官がいて初めて真実というか事実が出てくるんだと思うので、やはり国選弁護人をとても増やすということであれば、検察官関与を原則的にして頂きたいです。

そしてまた、国選弁護人の範囲を広げるということであれば、さっきも言いましたように、被害者はまた置き去りだなと思ってしまうわけです。加害者側の味方の人が多いわけです。そうするとまた被害者は置き去りの状態じゃないかと思うので、そのところはやはりもう少し考えて頂きたいと思います。バランスを考えて頂きたいです。

**上富刑事法制管理官** 望月さん、いかがでしょうか。

**望月（社）被害者支援都民センター事務局長** 国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大する場合、これに合わせてということがあるんですが、これに合わせて必ずしも検察官関与の対象事件の範囲を見直すということがどういうことなのかなということがちょっとまだ私の中ではっきりしないのですが。ただ、やはり検察官関与の対象事件については見直して頂きたいなという思いはあります。

**上富刑事法制管理官** 植村先生はいかがでしょう。

**植村学習院大学教授** 確かにこれに合わせてという言葉が余り重きを置かれると問題かもしれませんが、国選付添人という形で法律専門家である弁護士さんが審判に関与してくるとすると、裁判所として事実認定に関して、小木曾先生の方からお話がありましたけれども、別の視点からのちょっと意見が欲しいという事件もやはり広がってくる、実際あるかどうかは別ですが、広がってくる可能性はあると思いますね。そうしますと、いずれにしても現行制度でも裁判所の裁量で検察官を関与させているわけですから、その枠組みが変わらないのであればその対象を広げるということは私は支持できるというふうに考えています。

**上富刑事法制管理官** 瀬川先生、いかがでしょうか。

**瀬川同志社大学教授** 私はこの点については結論的には留保します。国選付添人制度が設けられる方向でいくとすれば、他方で被害者の公的弁護士制度というのが置き去りにされているということは事実だと思います。この点がきちっとされていない中で、これだけがいささか突出するというのは私は望ましくないというふうに考えています。その際に検察官関与というのが一定程度実際上の役割を果たすということは、現実論としてはあるんじゃないかと思っています。この点はやや理論的に整合性があるかどうかと言われればないのかも分かりませんが、少年審判も力学的に動くと思いますので、その力学面を重んじるとやはり被害者の方々に対する配慮というのは一定程度必要だと思っています。

**上富刑事法制管理官** 予定の時間を若干過ぎておりますけれども、御質問がございましたらお願いいたします。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 先ほど日弁連から、検察官関与事件の実情と伺いますが、実際にこういう事態になっているというお話がありましたが、一方で、裁判所の中での認識を簡単に申し上げます。網羅的に調査しているわけではございませんが、少なくとも検察官関与により審判が必要以上に糾問的になるような事態が生じたという報告は受けておりません。検察官の方も刑事とは違うというような理解の下で臨んでいる、そういったこともあるというふうに聞いております。審判において、検察官からの当然やや厳しい質問、これは事案によっては当然あるんだろうと思いますが、裁判官から見た印象というのは今述べさせていただいたとおりであると理解しております。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 質問ではないんですが、先ほどに加えてこんな話を聞いたことがあるので紹介したいと思います。私は学校の先生方の集まりにも呼んで頂いて話をするがあります。私は遺族の立場で一生懸命話をして、その後にある校長先生が来てくださってこうおっしゃったんです。武さんの話を聞くととても自分は複雑だったと。というのは、校長先生ですから加害者のために家庭裁判所に呼ばれることがあるとおっしゃるんです。それは重大犯罪ではなかったようです。そのときに、審判廷で加害者がいて、加害者の親がいた、そして調査官がいた。付添人はちょっと聞かなかったんですが、その加害者側だけがいる中で自分はそこに証人として出て何が言えるかという、悪いことは一切言えないとおっしゃったんです。そしたら、私は聞いたんです。じゃあいいことしか言えないんですねって、この子はこれからも、例えばすごくいい子でというようなこと、例を挙げればそういうことです、そういうことをおっしゃいました。そしたら、そこにもし被害者がいたらどうかという、それは言えないかもしれないとおっしゃったんです。ということは、証人で呼ばれた時に言いにくいことは言えないということなんです。ということは、加害者側の人間しかいない、そしてそこにまた国選弁護人がついて軽犯罪に付いたならどうなんでしょう。もっと片一方だけになってしまうということはないんでしょうか。

私はもちろん趣旨は分かります。加害者を守りたい、もちろん社会にちゃんと出してあげたい、私たちも同じです。私はこれ以上子どもたちを被害者にも加害者にもしたくないということをお大きなテーマで挙げているんです。だから、趣旨はとっても分かるんですけども、そうやって加害者側だけの審判廷というものがそういうものだということを実際に行ったその先生から聞いたんです。だからとても心配なんです。質問にはならないんですが、ちょっと紹介したかったので話しました。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。

**山崎弁護士** 今のお話、詳しくお聞きしてないので分からないのですが、校長先生がいらっしまったということは、多分中学生の事件で、少年が在籍する中学校の校長先生だから審判への出席を許可された、という立場かなと思うんですね。ですから、証人として、例えば尋問を受けてそこで事実関係を確かめられた、ということではないのではないかというふうに思います。

それと、加害者側だけがいる審判とおっしゃいますが、付添人がいるかいらないか、少年と少年の保護者がいて、あと裁判官と調査官がいるときに、例えば調査官は、少年を家に帰して学校に通わせるかどうかということを調査する上で、当然学校側からもいろいろ事情を聞いて、それは少年に有利な点、不利な点含めてきっちり事情は聞かれていますし、そこでは校長先生もしっかり本当のことを恐らくおっしゃるのではないかと思います。審判廷でどういう発言をするかというレベルだけで見ますと、おっしゃったようなことが、もしかするとあったのかもしれないませんが、少年の生活状況ですとか学校での様子などについては、通常学校からかなり詳しい情報が裁判所に伝わって、それをもとに処遇が決められているというのが、少なくとも私が経験する審判の通常姿かなというふうに思いますので、その点一言だけ申し上げようかと思いました。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** もちろん建前はそうです。でも、現実はそのようなことがないことが多いです。というのは、うちの息子の事件もそうでしたが、そのころは余り書類が出てきませんでしたので、民事裁判を起こしたんです。民事裁判を起こしても学校の、何記録というのかちょっと学校の記録の名前は忘れましたが、出なかったんですが、出席簿を取り寄せたり

いろいろなことをして分かったことがあります。学校の先生は普通の子だと、とても友達思いだとか、とてもいいことばかりを言っておられたんです。それが後で分かったんですが、実際見ると毎日のように遅刻はしているし暴力事件も起こしていたのが分かったんです。だから、審判というのはそういうものを言わないところなんだという印象なんです。建前はもちろん山崎さんがおっしゃったようなことが当然あるべきだと思うんですが、やはり審判廷に加害者側しかいないとなれば、言いにくいと思います。

**馬渡最高裁判所家庭局第二課長** 若干誤解があるかもしれませんが、むしろ最高裁家庭局という立場を離れた、少年審判をしたことがある一裁判官として申し上げますと、山崎弁護士がおっしゃったことは理想論ではなくて、それが現実の姿です。もしかしたら社会記録の中にそういうものがたくさん含まれていることなどから、その点が分かりにくくなっているのかもしれませんが、審判廷で述べられたことだけで全てを決めているわけではありません。審判は非常に重要ですが、そこに至るプロセスで様々な情報を収集して、全ての様々な情報を考慮して最終的な結論を出すというのが実際の少年事件の審理の在り方ということは、これは是非とも御理解頂かないといけないと思っています。

**上富刑事法制管理官** ほかにございますか。

**須納瀬弁護士** もう1点付け加えさせて頂くならば、少年の非行の背景等については捜査段階でも相当程度、捜査機関が調べております。武さんのケースについて具体的に論じるわけではございませんけれども、最終的にきちんと事実が解明されなかったとすると、捜査段階できちんとした捜査がなされたのかどうかと、そういった点の検証が本来必要ではないかと思います。少年審判の構造というのは、やはり捜査段階で捜査機関はきちんと調べることは調べる、その上で家庭裁判所に記録を送って、少年審判というのは比較的短時間で少年の健全育成という観点から結論を出す、そういう手続になっているわけです。その中で2000年改正などで一定の改正がされているわけですが、今回国選付添人の範囲を広げるから、それ以外の事件についてまで全て検察官が関与して事実解明をしなければいけないのかどうかという点については少年審判の基本構造との関係で、やはり慎重に考えるべきというか、私どもとしては否定的に考えざるを得ないということでもあります。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。

**武少年犯罪被害当事者の会代表** 今のことに少し言いたいと思うんですが。私の息子の事件は今から16年前ですので、古い事件と言われれば仕方がないですが、その後も私はたくさんの遺族の人と話をしている、同じだなと感じるわけです。警察から、もちろん警察がちゃんと調べていないということはあったかもしれないです。昔ははっきり言われました。余り力を入れていないことを聞いたことがあるので、それもあるかもしれないんですが、警察に連絡を入れると、家庭裁判所に送りましたとおっしゃったんです。そこに調査官がおられるからそこで聞いたらいいと言われて、それが金曜日でした。そして私は金曜日でもう遅い時間だったので、月曜日にすぐ家庭裁判所の担当の調査官の方に電話を入れたらこうおっしゃいました。年内に終わるでしょうとおっしゃったんです。私たちは年内に何が終わるのかも分からなかったです。知識がなかったので、本当にそこに弁護士さんがおられたら全然違ったと思うんですが。年内に終わると言われて何が終わるか分からないわけです。そしたら、審判が年内に終わることだったんです。警察の方は私たちに一応逆送だろうということをおっしゃったんですが、金曜日に送って月曜日です。記録は見えていないと思います。朝電話したときに年内に終わ

るでしょうとおっしゃったんですね。調査をしてるのかなと思ったんです。

だから、私は、もちろん建前はしっかり調査をしなければいけないというのはあると思うんです。しっかりしてほしいという願いがあります。でも、そういうこともあるんです。それが私だけではなく、その後の事件の人も、そこまでとは言わなくても、似たようなことはまだまだあるんです。だから、裁判所によって違うのか、調査官によって違うのかは分かりませんが、私たちが挙げている例というのは本当に現実というか現状なんです。建前ではそうなっているとは思いますが、現状はまだまだそういうことがあるということを知って頂きたいです。

**上富刑事法制管理官** さらにございますか。よろしいですか。

**瀬川同志社大学教授** 要望なんですけれども、先ほど国選付添人制度のときに山崎先生と須納瀬先生が、家裁の調査官の業務との競合のお話しなさったと思うんですけれども、私は日本の家裁の調査官というのは巨大な専門家集団としてはあると思っています。恐らく世界に名だたる専門家集団で、なかなか手ごわい。相当研修や訓練しないと対抗できないタフな集団が相手ですので、弁護士の方々も頑張ってもらいたい。お二人の先生には釈迦に説法ですけども、ほかの弁護士の先生も大いに頑張ってもらいたいというふうに希望します。

**須納瀬弁護士** 大変貴重なお言葉ありがとうございます。ただ、今手ごわいという言葉をおっしゃったのですが、確かに付添人の役割として調査官が見落としている事実等を収集してきて、家裁に提供するというそういった役割もございますけれども、多くの事件ではむしろ調査官から、専門的な観点から少年の問題点やあるいは再非行防止のためこういう観点が必要ではないかというような御指摘を受けて、更に調査官ではなかなかできない環境調整などを行うというケースの方がむしろ多いと思います。そういう意味では私どもは役割分担という言葉を使っているんですけれども、調査官と役割分担しながら少年の再非行防止、更生に一番適切な方法を考えていっているということをお理解頂ければと思います。

**上富刑事法制管理官** ほかに御質問ございますか。どうぞ。

**小木曾中央大学教授** 一つだけ確認ですけれども、ここで言っている少年の保護健全育成というのは、決して事実を隠ぺいして少年を甘やかそうという発想でものが語られているわけではないということだけは確認しておきたいと思います。

**上富刑事法制管理官** それでは、この点についてはこの程度にさせて頂きたいと思います。

本日の予定はこれで終了いたしました。時間を超過いたしまして申し訳ございません。本日の議事及び資料につきましては特に公表に適さないものはないと考えますので、全て公表という扱いにさせて頂きたいと思います。

次回の会合は7月30日の午後2時から、法務省20階の、今日とは違いまして、同じ20階ですが、最高検察庁の大会議室というところで開催いたします。次回の会合では、少年刑、それから被害者のための弁護士制度、それから検察官関与、被害者等による質問及び社会記録の閲覧のそれぞれの項目につきまして二巡目の意見交換をさせて頂きます。その上で、さらに全体的な意見交換をさせて頂きたいと考えております。

長時間ありがとうございました。本日の意見交換会をこれで終了させて頂きます。御苦労さまでした。

—了—